

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年12月20日 |
| 【計算期間】 | 第15特定期間（自 2019年3月26日 至 2019年9月25日） |
| 【ファンド名】 | BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド |
| 【発行者名】 | BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 土岐 大介 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 木暮 恵子 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー |
| 【電話番号】 | 03-6377-2929 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

(該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。)

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単 位 型 | 国 内 | 株 式 |
| | 海 外 | 債 券 |
| 追 加 型 | 内 外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--------|------|--------|------|-------|
| | | | | |

| | | | | |
|---|--------------|---------|----------------------|----|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| | 年2回 | 日本 | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり |
| | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| | | オセアニア | | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (債券)) | その他 () | アフリカ | | |
| | | 中近東(中東) | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | |

「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色



日本を除くアジア諸国・地域の債券を実質的な主要投資対象とします。

- 日本を除くアジア諸国・地域の債券*1を主要投資対象とするルクセンブルク籍の外国投資法人「BNPパリバ・ファンズ(BNP Paribas Funds)」のサブファンドである「BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア(BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares)」*2(米ドル建て)(以下「外国投資信託証券」といいます。)を主要投資対象として高位に組入れるとともに、円建て国内籍の投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」も投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

*1 当ファンドにおいて、「アジア諸国・地域の債券」とは、アジア諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業が発行する債券、及びアジア諸国・地域において主要な事業活動を行っている企業または国際機関が発行する債券のことを指します。

*2 「BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア(BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares)」は、2019年8月30日付で「パーベスト ボンド・アジア(除く日本)クラシック-MDシェア(Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares)」から名称を変更いたしました。なお、運用に実質的な変更はありません。

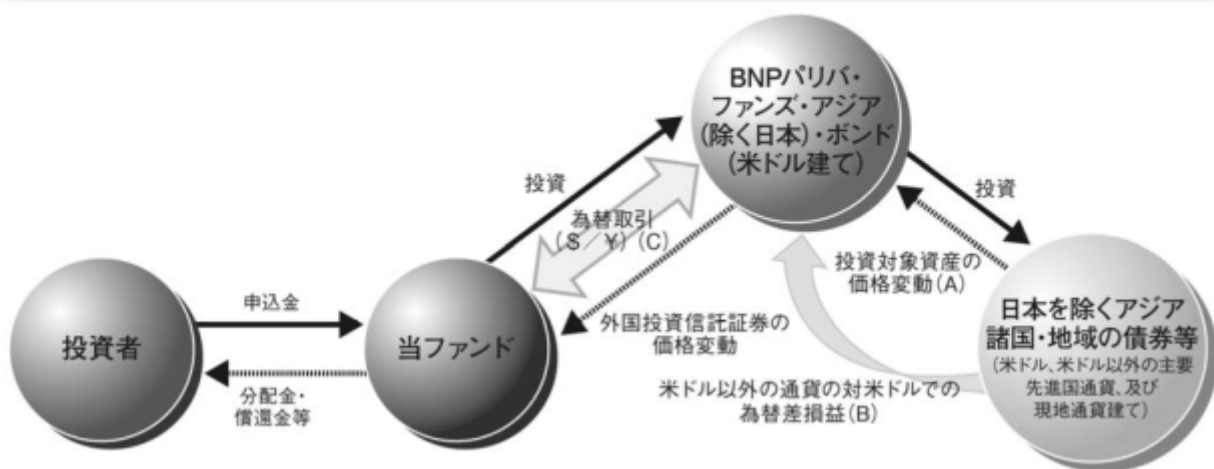
- 外国投資信託証券への投資を通じて、米ドル建て、米ドル以外の主要先進国通貨建て、さらには日本を除くアジア諸国・地域の現地通貨建て債券に実質的に投資を行います。

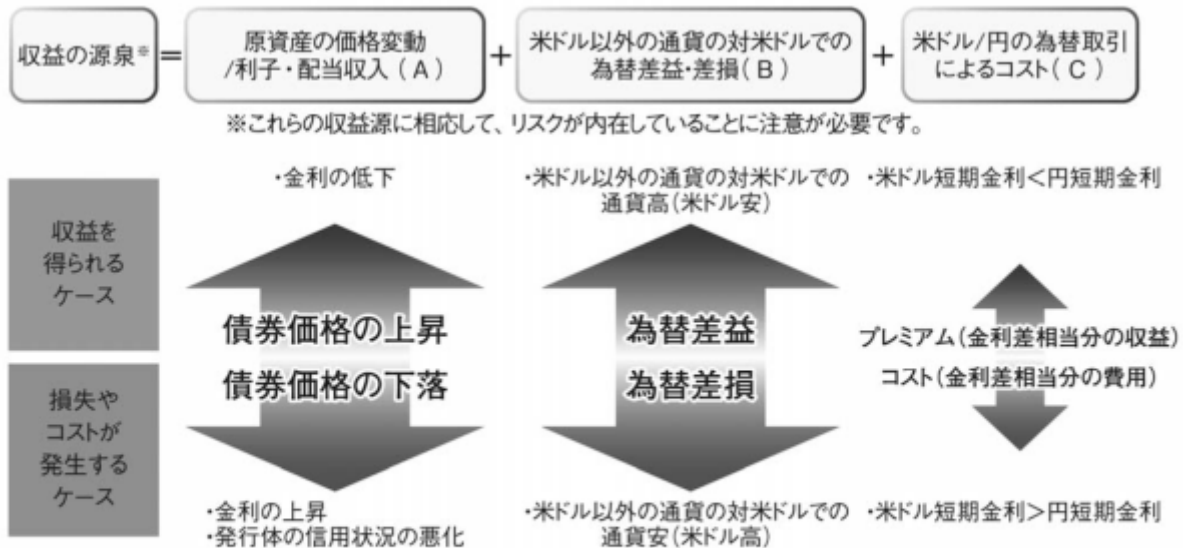


主要投資対象である米ドル建ての外国投資信託証券に対しては、為替変動リスクを軽減するために、対円での為替ヘッジを行います。

- 主要投資対象である米ドル建ての外国投資信託証券に対して、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。(ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける可能性があります。)
- 主要投資対象である外国投資信託証券は米ドル以外の通貨建債券にも投資を行います。したがって、当ファンドの基準価額はそれら米ドル以外の通貨と米ドル間の変動の影響を受けます。なお、為替ヘッジを行う際に円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。

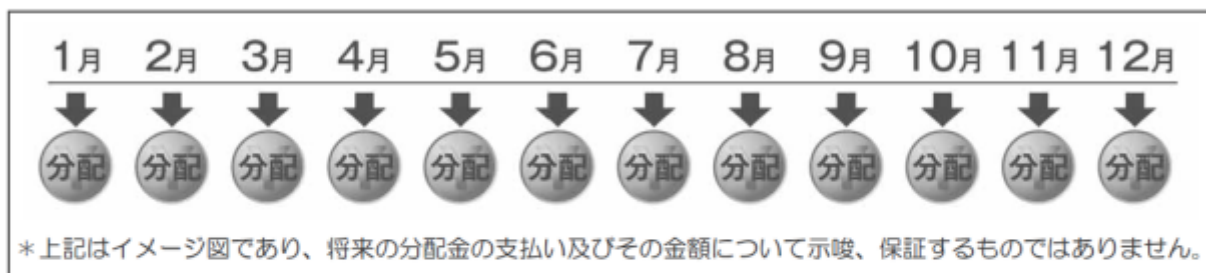
ファンドにおける為替ヘッジの仕組み、及びファンドの収益のイメージ





資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ 毎月25日に決算を行い(休業日の場合は翌営業日)、収益の分配を行います。



- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案し決定します。ただし、信託財産の状況によっては分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

指定投資信託証券の概要 (2019年10月末現在)

| 外国投資信託証券 | |
|----------|--|
| ファンド名 | BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア (BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares)(米ドル建て) |
| 形態 | ルクセンブルク籍外国投資法人 |
| 運用の基本方針 | 中期的な信託財産の成長を目指します。 |
| 投資方針等 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本を除くアジア諸国・地域で発行される、様々な通貨建ての国債等、同諸国・地域に所在する企業、もしくは同諸国・地域において主に事業展開を営む企業が発行する社債、及び債券等を原資産とする金融派生商品に、純資産総額の少なくとも3分の2程度を投資します。 ・ファンドの純資産総額の最大で3分の1程度を、譲渡性証券、マネー・マーケット金融商品、金融派生商品、キャッシュ等に投資する場合があります。また、純資産総額の最大10%までをUCITSあるいはUCIにも投資する場合があります。 |

| | |
|--------|--|
| 運用報酬 | ファンドの純資産総額に対して最大年率1.25% ^(*) |
| その他費用等 | 運用財産の保管及び計算等の事務に関する費用として最大年率0.30% この他に組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、運用財産に関する租税、 その他関連する費用等が運用財産から支払われます。 |
| 投資顧問会社 | BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT UK Limited (BNPパリバ・アセットマネジメント UK リミテッド) |

(*)このうち年率0.90%を上限としてBNPパリバ アジア・ボンド・ファンドに還付いたします。

| 国内籍追加型投資信託証券 | |
|--------------|---|
| ファンド名 | BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定） |
| 形態/商品分類 | 国内籍投資信託 / 追加型投信 / 国内 / 債券 |
| 運用の基本方針 | 信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 |
| 投資方針等 | ・運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、 想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信 託財産の成長を目指します。なおベンチマークはありません。 ・市況動向及び資金動向等により、上記の運用が行えない場合があります。 |
| 信託報酬 | ファンドの純資産総額に対して年率0.22%（税抜0.20%）以内 |
| その他費用等 | 組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等 |
| 委託会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社 |

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

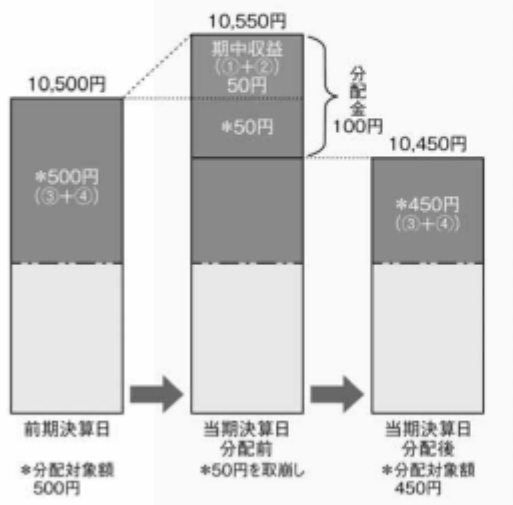
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



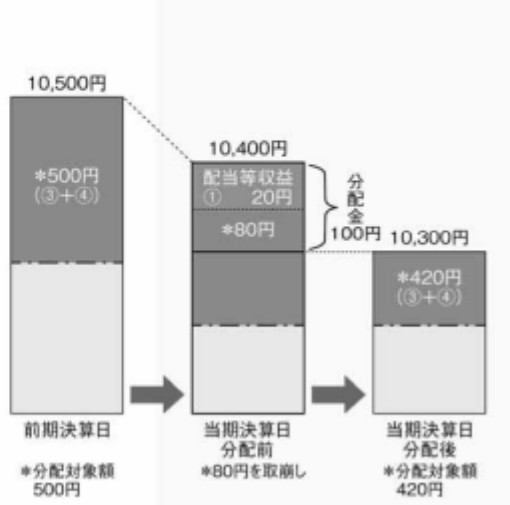
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

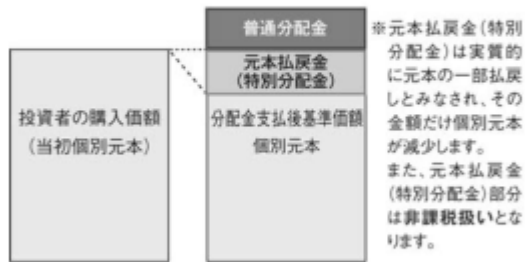


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

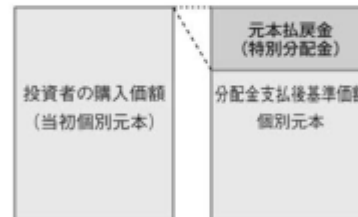
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2012年3月26日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

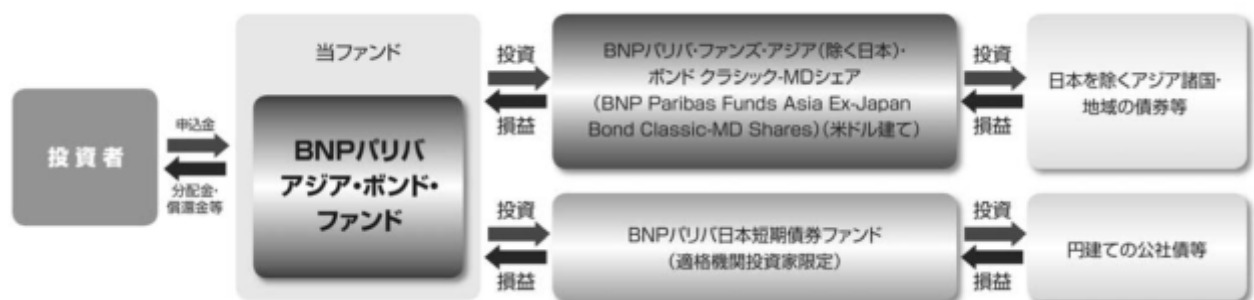
2015年12月25日 信託期間の延長

2019年12月13日 信託終了(繰上償還)

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

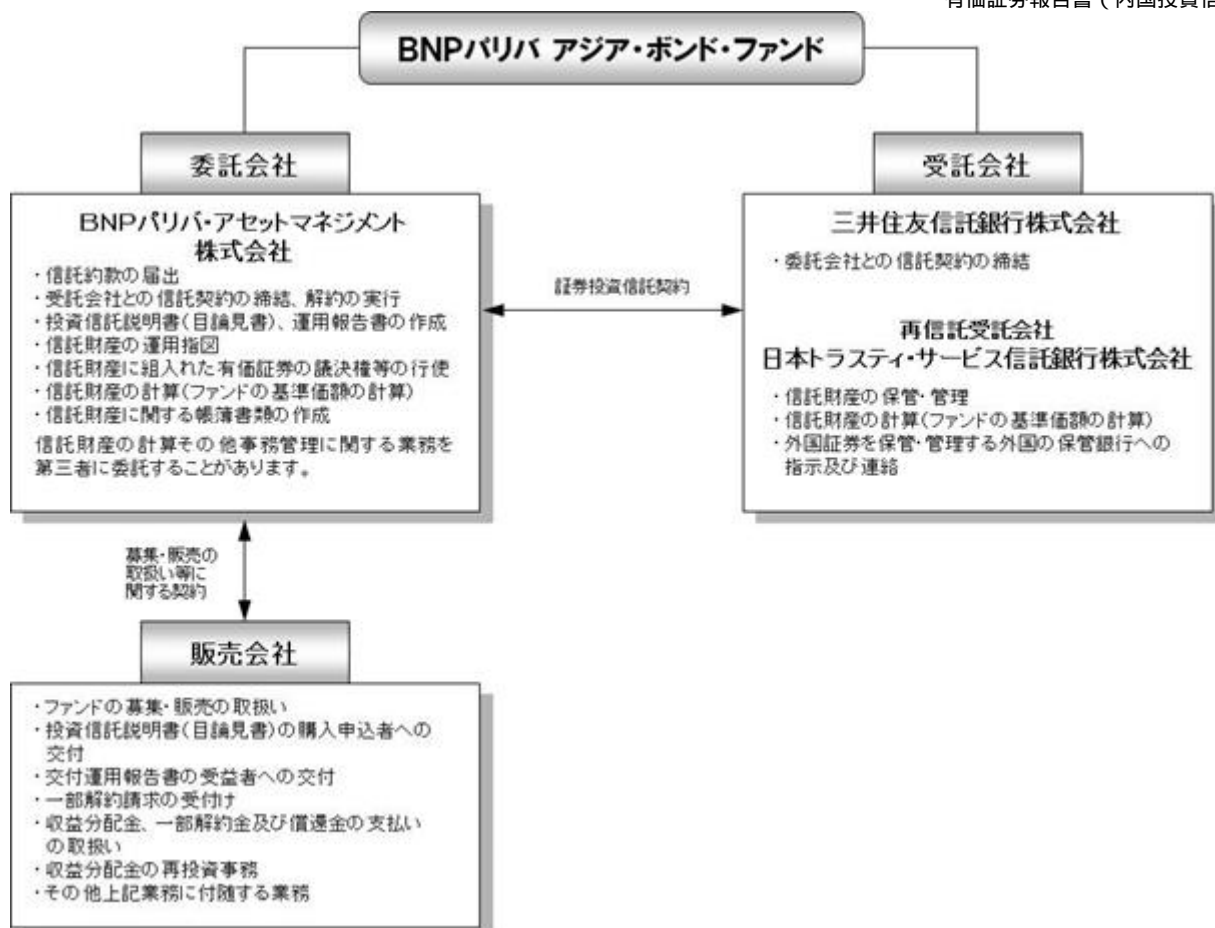
当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券に投資するファンドをいいます。



(注1) 当ファンドは外国投資信託証券を高位に組入れることを目指しますが、当ファンドの基準価額の値動きと外国投資信託証券の値動きは、一部資金を国内籍の投資信託証券や短期金融商品で運用すること、外国投資信託証券に係る為替ヘッジ、当ファンドと当該外国投資信託証券との売買タイミングのずれ等の要因で、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。

(注2) 上記の図は、ファンドの仕組みの簡便な理解を目的としており、実際の運用とは異なる場合があります。

b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

| 名 称 | 関係業務の内容 |
|-----------------------------------|---|
| 《委託会社》 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社 | 当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。 |
| 《受託会社》 三井住友信託銀行株式会社 | 当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。 |
| 《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 受託会社から資産管理業務の委託を受けます。 |
| 《販売会社》 | 当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金・一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。 |

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（2019年10月末現在）

資本金 5億7,500万円

沿革

1998年11月9日 会社設立

1998年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

| | |
|------------|---|
| 1999年2月26日 | 証券投資顧問業の登録 |
| 2000年6月20日 | 投資一任契約業務の認可取得 |
| 2000年8月1日 | パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける |
| 2000年8月1日 | ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント株式会社に社名変更 |
| 2010年7月1日 | フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更 |
| 2017年12月1日 | BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に社名変更 |

大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|---|------------------------------------|----------|--------|
| BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Holding BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング | フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1 | 264,000株 | 100.0% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益権及び受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券及び外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

主に投資する投資信託証券として、日本を除くアジア諸国・地域で発行される、様々な通貨建ての国債等、同諸国・地域に所在する企業、もしくは同諸国・地域において主に事業展開を営む企業が発行する社債、及び債券等を原資産とする金融派生商品を主要投資対象とする外国投資証券「BNPパリバ・ファンズ・アジア（除く日本）・ボンドクラシック-MDシェア（BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares）」（米ドル建て）を選定しております。また、余資運用については、円建ての公社債を主要投資対象として安定した収益の確保と信託財産の成長を目指す国内籍の追加型投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」を選定しております。

b. 投資態度

投資信託証券への投資を通じて、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて行います。

投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等に実質的に投資を行います。

指定投資信託証券は、委託会社の判断により適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定された投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

指定投資信託証券への投資比率は、各投資信託証券の収益性、市況環境及び資金動向等を勘案して決定するものとします。原則として、日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等に投資する投資信託証券の組入比率は高位に保ちます。

外貨建の投資対象については、為替変動リスクを軽減するため原則として対円での為替ヘッジを行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向、新興諸国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」）

- ・ルクセンブルク籍の外国投資法人「BNPパリバ・ファンズ（BNP Paribas Funds）」のサブファンドである「BNPパリバ・ファンズ・アジア（除く日本）・ボンドクラシック-MDシェア（BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares）」（米ドル建て）

- ・国内籍の追加型投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

(2)【投資対象】

a. この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
- b. 委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。
- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金をcに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

指定投資信託証券（2019年10月末現在）

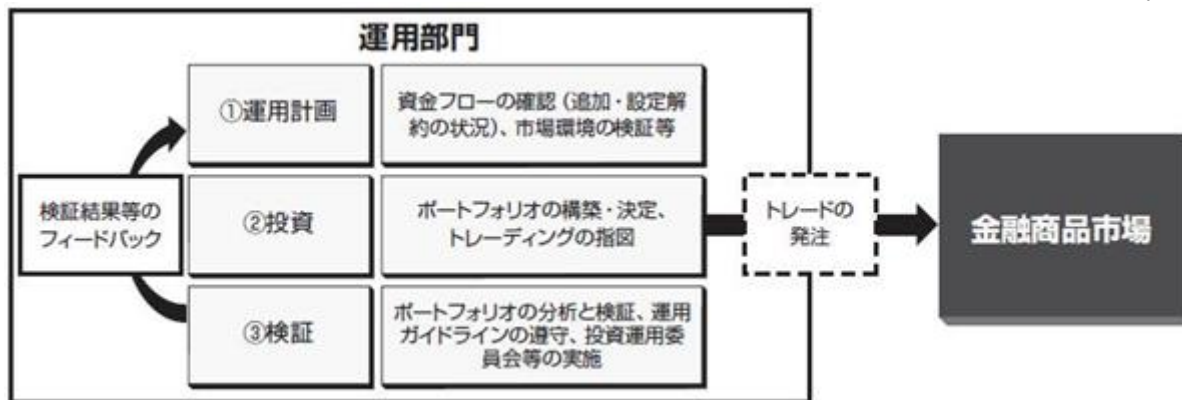
| 外国投資信託証券 | |
|----------|--|
| ファンドの名称 | BNPパリバ・ファンズ・アジア（除く日本）・ボンド クラシック-MDシェア （BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares）（米ドル建て） |
| 運用の基本方針 | 中期的な信託財産の成長を目指します。 |
| 主要な投資対象 | 日本を除くアジア諸国・地域で発行される、様々な通貨建ての国債等、同諸国・地域に所在する企業、もしくは同諸国・地域において主に事業展開を営む企業が発行する社債、及び債券等を原資産とする金融派生商品等 |
| 投資顧問会社 | BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT UK Limited （BNPパリバ・アセットマネジメント UK リミテッド） |

| 国内籍追加型投資信託証券 | |
|--------------|-----------------------------|
| ファンドの名称 | BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定） |
| 運用の基本方針 | 信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 |
| 主要な投資対象 | 円建ての公社債 |
| 委託会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社 |

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制

委託会社の運用体制は以下の通りです。



- ・運用部門（3名程度）
運用部門では、運用の意思決定、取引の執行、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリング業務のほか、必要に応じて発注事務を行います。
- ・運用委員会（3名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。
- ・内部管理委員会（5名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて、当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受取っております。

上記の運用体制等は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎月25日。ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、上記の範囲で、基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定するものとします。ただし、信託財産の状況によっては、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

株式への投資制限（信託約款）

株式への直接投資は行いません。

外資建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資制限（信託約款）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

(a) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(b) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合

には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

公社債の借入れの指図及び範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をします。
- (d) (a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（信託約款）

委託会社は、外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券などの値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に日本を除くアジア諸国・地域の債券を投資対象としています。債券の価格はその発行体の政治状況、経営状況及び財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。特に、新興国の債券等の価格は、金利の変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドでは、主要投資対象である米ドル建ての投資信託証券に対して、原則として米ドル売り・円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける可能性があります。また、当ファンドの主要投資対象である投資信託証券においては、米ドル以外の通貨にも投資を行います。したがって、当ファンドの基準価額はそれら米ドル以外の通貨と米ドル間の為替変動の影響を受けま

す。なお、為替ヘッジを行う際に円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。

カントリーリスク

当ファンドの実質的な投資対象国・地域における、政治、経済及び社会情勢などの変化による証券市場の混乱や、通貨規制や資本規制等の新たな規制の導入、税制の変更等が要因となり、証券市場の機能が失われ、証券市場の価格が大きく変動する可能性があります。その場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。当ファンドの運用方針に沿った運用が困難となる可能性があります。

流動性リスク

当ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、当ファンドの主要投資対象である投資信託証券における組入有価証券の売却や、為替取引の解消を行います。その場合、関連する市場において十分な流動性が確保できず、あるいは当該取引にかかる決済サイクルが長期化するなどの場合があります。また、市場実勢から想定される妥当性のある価格や、当該換金に十分に対応する金額での組入有価証券の売却及び為替取引の解消が出来ない場合があります。

信用リスク

当ファンドが実質的に投資する債券の発行体や、当ファンドにて行われる為替取引等もしくは当ファンドが主要投資対象とする主要投資信託証券にて行われる為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化や、それらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態により信用リスクの上昇を招くことがあります。その場合には実質的に投資する債券の価格の下落や、為替取引等における取引コストの上昇等を招く場合があります。また、債券の発行体等及び為替取引等の取引相手方が債務不履行となった場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。特に、新興国の債券等は、発行体の格付が他の国・地域と比較し相対的に低い場合があります。その場合、格付の高い債券と比較して、一般的に信用度が低いことから、発行体の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性や債務不履行となる可能性が高いと考えられます。

注) 基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・資金、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用が出来ない場合があります。
- ・当ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。
- ・当ファンドにおいて主要投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により適宜見直しを行います。この際、投資対象として指定された投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして指定される場合があります。また、投資対象として相応しい投資信託証券が無いと委託会社が判断した場合、当ファンドを繰上償還させる場合があります。
- ・当ファンドにかかる有価証券への投資や為替取引等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があり、その場合当ファンドは損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・当ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があり、その場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。
- ・投資対象とする投資信託証券における実質的な投資対象国・地域の資本規制、税制、為替制度等の変化による直接的あるいは間接的な影響から、取引対象通貨の為替取引等(NDFや為替先物取引等を含む)の為替レートの価格形成が大きく歪んだり、流動性の確保に困難が生じたり、取引コストが増大する等の可能性があります。それにより、主要投資対象の外国投資信託証券において不利な価格での取引を強いられる場合や為替取引等が適切に実行できなくなる場合があります。
- ・金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他の不測の事態(実質的な投資対象国における経済事情の急変、政変、あるいは災害等の非常事態による、市場の閉鎖や極端な市場の流動性の減少等)に陥る場合があります。当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、それらの事態が発生した場合、委託会社の判断でファンドの購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金の受付を取り消す場合があります。
- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、申込の受付を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。

(3) 租税に関するリスクファクター

外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に係る支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い <外国の税法に関する開示> 外国の税法」の部分をご参照ください。

外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。

外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するように求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

(4) 投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の換金申込みがあった場合には、換金資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用に影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(5) 以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金または金融債ではありません。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ・証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

b. リスクの管理体制

委託会社では、当ファンドの主要投資対象である投資信託証券が適切に運用されていることを確認するためにモニターします。

運用部門及びプロダクト部門は、投資信託証券の投資顧問会社に対し、ポートフォリオの内容開示を求めると共に、ポートフォリオの運用内容についての検証等を実施します。

運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内のリスク部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。

業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

当ファンドは、2019年12月13日をもって償還いたしました。

(1)【申込手数料】

申込手数料率は、3.3%（税抜 3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)に際し、手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.155%(税抜1.05%)を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

| 信託報酬率 | 年率1.155%(税抜1.05%) | | |
|-------|-------------------|-------------------|---|
| 配分 | 委託会社 | 年率0.352%(税抜0.32%) | 委託した資金の運用の対価 |
| | 販売会社 | 年率0.770%(税抜0.70%) | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| | 受託会社 | 年率0.033%(税抜0.03%) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |

上記の他、指定投資信託証券について、以下の運用報酬がかかります。(2019年10月末現在)

| | | |
|--------------|--|---------------------|
| 投資対象 ファンド | BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ ボンド クラシック-MDシェア(BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares) 実質最大年率0.35% | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等 |
| | BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機 関投資家限定) 年率0.22%(税抜0.20%)以内 | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等 |
| 実質的な負担 | 概ね年率1.505%(税抜1.40%) | |

実質的な信託報酬は目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び外貨建資産の保管等に要する費用等についても信託財産が負担します。

諸経費

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息(「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

運営費用等

監査法人等に支払う信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)、受益権の管理事務に関連する費用、信託約款、目論見書及び運用報告書等の法定書面の作成、印刷及び配布にかかる費用ならびに受益者に対する公告費(以下「運営費用等」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。この場合、委託会社は、運営費用等の金額を合理的に見積り、実際の費用の範囲内で、固定率または固定金額にて信託財産から受領することもできます。かかる金額は、当ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から支弁し、委託会社に支払われます。

上記の費用の他に、「BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア」においては、信託財産の保管及び計算等の事務に関する費用(最大年率0.30%)、組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、その他関連する費用等がかかります。また、「BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」においては、組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等がかかります。(2019年10月末現在)

「その他の手数料等」のうち、料率・上限額等を表示していないものについては、定時または随時に見直されるものや、投資対象ファンドの売買条件や運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（2019年10月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金のうち普通分配金は、配当所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収課税が行われます。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

| 2037年12月31日まで | 2038年1月1日以降 |
|---------------------------|-------------------|
| 20.315%（所得税15.315%、地方税5%） | 20%（所得税15%、地方税5%） |

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

| 2037年12月31日まで | 2038年1月1日以降 |
|---------------------------|-------------------|
| 20.315%（所得税15.315%、地方税5%） | 20%（所得税15%、地方税5%） |

* 収益分配金（普通分配金）については、源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等及び特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡損との通算を行うことができます。

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）及び譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等との損益通算を行うことができます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

| 2037年12月31日まで | 2038年1月1日以降 |
|---------------|-------------|
| 15.315%（所得税） | 15%（所得税） |

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

| 2037年12月31日まで | 2038年1月1日以降 |
|---------------|-------------|
| 15.315%（所得税） | 15%（所得税） |

* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 外国の税法に関する開示 >

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用が可能です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得等が一定の期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2019年10月末現在）

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|---------|-------------|---------|
| 投資証券 | ルクセンブルク | 311,510,395 | 96.45 |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 12,975 | 0.00 |
| 小計 | | 311,523,370 | 96.45 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 11,456,916 | 3.55 |
| 合計（純資産総額） | | 322,980,286 | 100.00 |

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】（2019年10月末現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

(主要銘柄の明細)

| 順位 | 地域 | 銘柄名 | 種類 | 株数/口数 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|----|---------|--------------------------------------|--------------|------------|----------|-------------|----------|-------------|---------|
| 1 | ルクセンブルク | BNP Paribas Funds Asia ex-Japan Bond | 投資証券 | 32,968.925 | 9,447.51 | 311,474,498 | 9,448.60 | 311,510,395 | 96.45 |
| 2 | 日本 | BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定) | 投資信託 受益証券 | 13,053 | 0.9941 | 12,975 | 0.9941 | 12,975 | 0.00 |

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別投資比率)

| 国内/外国 | 資産の種類 | 投資比率(%) |
|-------|----------|---------|
| 外国 | 投資証券 | 96.45 |
| 国内 | 投資信託受益証券 | 0.00 |
| 合計 | | 96.45 |

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

<参考情報>

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の投資資産は、以下の通りです。

(主要銘柄の明細)

BNP Paribas Funds Asia ex-Japan Bond

(2019年10月30日現在)

| 順位 | 種類 | 国/地域 | 銘柄名 | クーポン(%) | 償還日 | 投資比率(%) |
|----|--------|---------|--------------------------|---------|------------|---------|
| 1 | 投資証券 | ルクセンブルク | BNP PARIBAS RMB BOND XCA | - | - | 9.16 |
| 2 | 政府機関債券 | 中国 | CHINA CITIC BANK CORP | 4.2 | 2020/04/17 | 4.00 |
| 3 | 国債証券 | 韓国 | KOREA TREASURY BOND | 2.25 | 2037/09/10 | 3.44 |
| 4 | 国債証券 | フィリピン | PHILIPPINE GOVERNMENT | 8 | 2031/07/19 | 2.64 |
| 5 | 社債券 | 韓国 | SHINHAN FINANCIAL GROUP | 5.875 | 2049/12/31 | 2.24 |
| 6 | 国債証券 | インド | INDIA GOVERNMENT BOND | 8.24 | 2033/11/10 | 2.16 |
| 7 | 政府機関債券 | 中国 | AGRICUL DEV BANK CHINA | 4.39 | 2027/09/08 | 2.03 |
| 8 | 政府機関債券 | 中国 | CHINA DEVELOPMENT BANK | 3.81 | 2025/02/05 | 2.01 |
| 9 | 国債証券 | タイ | THAILAND GOVERNMENT BOND | 3.775 | 2032/06/25 | 1.99 |
| 10 | 政府機関債券 | 中国 | AGRICUL DEV BANK CHINA | 3.58 | 2026/04/22 | 1.95 |

*投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

(2019年10月30日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 額面総額 | 簿価単価(円) | 簿価金額(円) | 評価単価(円) | 評価金額(円) | 利率(%) | 償還期限 | 投資比率(%) |
|----|------|------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|------------|---------|
| 1 | 日本 | 国債証券 | 第803回国庫短期証券 | 400,000 | 100.09 | 400,390 | 100.09 | 400,390 | | 2019/12/20 | 89.78 |

*投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(種類別投資比率)

BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

(2019年10月30日現在)

| 国内/外国 | 資産の種類 | 投資比率(%) |
|-------|-------|---------|
| 国内 | 国債証券 | 89.78 |
| | 合計 | 89.78 |

*投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(2019年10月末現在)

<為替予約取引>

| 種類 | 通貨 | 契約額(各通貨) | 帳簿価額(円) | 評価額(円) | 投資比率(%) |
|----|----|--------------|-------------|-------------|---------|
| 売建 | ドル | 2,873,000.00 | 311,835,420 | 312,323,830 | 96.70 |

*投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

当ファンドの各計算期間末日及び2019年10月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

| 特定期間 | 計算期間 | 純資産総額(円) | | 基準価額(円) | |
|--------|--------------------|---------------|---------------|---------|--------|
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1特定期間 | (第1期末) 2012年 5月25日 | 1,592,083,976 | 1,597,684,926 | 9,949 | 9,984 |
| | (第2期末) 6月25日 | 1,673,669,012 | 1,679,496,622 | 10,052 | 10,087 |
| | (第3期末) 7月25日 | 1,844,536,047 | 1,850,852,686 | 10,220 | 10,255 |
| | (第4期末) 8月27日 | 1,730,267,026 | 1,736,168,378 | 10,262 | 10,297 |
| | (第5期末) 9月25日 | 2,022,907,610 | 2,030,736,371 | 10,336 | 10,376 |
| 第2特定期間 | (第6期末) 10月25日 | 2,133,089,970 | 2,141,298,235 | 10,395 | 10,435 |
| | (第7期末) 11月26日 | 2,301,697,317 | 2,310,618,455 | 10,320 | 10,360 |
| | (第8期末) 12月25日 | 2,290,120,475 | 2,298,967,462 | 10,354 | 10,394 |
| | (第9期末) 2013年 1月25日 | 2,269,968,399 | 2,278,717,317 | 10,378 | 10,418 |
| | (第10期末) 2月25日 | 2,203,633,394 | 2,212,198,610 | 10,291 | 10,331 |
| 第3特定期間 | (第11期末) 3月25日 | 2,067,480,451 | 2,075,532,302 | 10,271 | 10,311 |
| | (第12期末) 4月25日 | 2,014,654,744 | 2,022,478,539 | 10,300 | 10,340 |
| | (第13期末) 5月27日 | 1,856,261,813 | 1,863,549,769 | 10,188 | 10,228 |
| | (第14期末) 6月25日 | 1,713,298,208 | 1,720,514,845 | 9,496 | 9,536 |
| | (第15期末) 7月25日 | 1,711,304,016 | 1,718,361,735 | 9,699 | 9,739 |
| | (第16期末) 8月26日 | 1,581,975,916 | 1,588,728,943 | 9,370 | 9,410 |
| | (第17期末) 9月25日 | 1,354,957,253 | 1,360,653,303 | 9,515 | 9,555 |

| | | | | | | |
|---------|---------|-------------|---------------|---------------|-------|-------|
| 第4特定期間 | (第18期末) | 10月25日 | 1,254,489,489 | 1,259,690,302 | 9,648 | 9,688 |
| | (第19期末) | 11月25日 | 1,161,809,501 | 1,166,682,068 | 9,538 | 9,578 |
| | (第20期末) | 12月25日 | 982,085,720 | 986,224,672 | 9,491 | 9,531 |
| | (第21期末) | 2014年 1月27日 | 961,128,601 | 965,195,699 | 9,453 | 9,493 |
| | (第22期末) | 2月25日 | 906,290,713 | 910,099,351 | 9,518 | 9,558 |
| | (第23期末) | 3月25日 | 809,801,665 | 813,208,751 | 9,507 | 9,547 |
| 第5特定期間 | (第24期末) | 4月25日 | 723,128,440 | 726,167,076 | 9,519 | 9,559 |
| | (第25期末) | 5月26日 | 692,655,813 | 695,546,872 | 9,583 | 9,623 |
| | (第26期末) | 6月25日 | 662,312,291 | 665,071,541 | 9,601 | 9,641 |
| | (第27期末) | 7月25日 | 657,227,065 | 659,958,847 | 9,623 | 9,663 |
| | (第28期末) | 8月25日 | 647,256,408 | 649,946,550 | 9,624 | 9,664 |
| | (第29期末) | 9月25日 | 633,669,041 | 636,321,459 | 9,556 | 9,596 |
| 第6特定期間 | (第30期末) | 10月27日 | 632,675,002 | 635,324,372 | 9,552 | 9,592 |
| | (第31期末) | 11月25日 | 629,756,650 | 632,405,920 | 9,508 | 9,548 |
| | (第32期末) | 12月25日 | 615,608,423 | 618,234,253 | 9,378 | 9,418 |
| | (第33期末) | 2015年 1月26日 | 602,899,974 | 605,472,178 | 9,376 | 9,416 |
| | (第34期末) | 2月25日 | 597,198,363 | 599,739,084 | 9,402 | 9,442 |
| | (第35期末) | 3月25日 | 586,744,076 | 589,230,466 | 9,439 | 9,479 |
| 第7特定期間 | (第36期末) | 4月27日 | 569,108,839 | 571,515,993 | 9,457 | 9,497 |
| | (第37期末) | 5月25日 | 556,448,776 | 558,817,782 | 9,395 | 9,435 |
| | (第38期末) | 6月25日 | 577,951,040 | 580,435,566 | 9,305 | 9,345 |
| | (第39期末) | 7月27日 | 581,322,482 | 583,826,139 | 9,288 | 9,328 |
| | (第40期末) | 8月25日 | 561,947,298 | 564,404,526 | 9,148 | 9,188 |
| | (第41期末) | 9月25日 | 557,338,354 | 559,782,501 | 9,121 | 9,161 |
| 第8特定期間 | (第42期末) | 10月26日 | 556,668,315 | 559,089,394 | 9,197 | 9,237 |
| | (第43期末) | 11月25日 | 529,427,102 | 531,740,576 | 9,154 | 9,194 |
| | (第44期末) | 12月25日 | 515,937,922 | 518,209,987 | 9,083 | 9,123 |
| | (第45期末) | 2016年 1月25日 | 512,310,752 | 514,575,594 | 9,048 | 9,088 |
| | (第46期末) | 2月25日 | 492,222,024 | 494,390,236 | 9,081 | 9,121 |
| | (第47期末) | 3月25日 | 486,286,915 | 488,414,716 | 9,142 | 9,182 |
| 第9特定期間 | (第48期末) | 4月25日 | 482,032,458 | 484,133,742 | 9,176 | 9,216 |
| | (第49期末) | 5月25日 | 489,472,595 | 491,608,807 | 9,165 | 9,205 |
| | (第50期末) | 6月27日 | 447,812,119 | 449,764,053 | 9,177 | 9,217 |
| | (第51期末) | 7月25日 | 463,352,413 | 465,359,686 | 9,233 | 9,273 |
| | (第52期末) | 8月25日 | 472,406,090 | 474,440,043 | 9,290 | 9,330 |
| | (第53期末) | 9月26日 | 491,154,233 | 493,283,996 | 9,225 | 9,265 |
| 第10特定期間 | (第54期末) | 10月25日 | 534,129,579 | 536,467,533 | 9,138 | 9,178 |
| | (第55期末) | 11月25日 | 593,034,961 | 595,711,679 | 8,862 | 8,902 |
| | (第56期末) | 12月26日 | 590,717,229 | 593,414,033 | 8,762 | 8,802 |
| | (第57期末) | 2017年 1月25日 | 597,590,922 | 600,310,155 | 8,791 | 8,831 |
| | (第58期末) | 2月27日 | 614,358,743 | 616,097,269 | 8,834 | 8,859 |
| | (第59期末) | 3月27日 | 628,166,927 | 629,951,725 | 8,799 | 8,824 |
| 第11特定期間 | (第60期末) | 4月25日 | 625,824,467 | 627,603,101 | 8,796 | 8,821 |
| | (第61期末) | 5月25日 | 608,937,948 | 610,676,291 | 8,757 | 8,782 |
| | (第62期末) | 6月26日 | 602,334,386 | 604,053,042 | 8,762 | 8,787 |
| | (第63期末) | 7月25日 | 598,765,111 | 600,477,262 | 8,743 | 8,768 |
| | (第64期末) | 8月25日 | 583,110,635 | 584,777,151 | 8,747 | 8,772 |
| | (第65期末) | 9月25日 | 581,293,869 | 582,962,329 | 8,710 | 8,735 |

| | | | | | | |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|
| 第12特定期間 | (第66期末) | 10月25日 | 578,938,861 | 580,609,472 | 8,664 | 8,689 |
| | (第67期末) | 11月27日 | 575,590,364 | 577,259,675 | 8,620 | 8,645 |
| | (第68期末) | 12月25日 | 574,666,781 | 576,341,625 | 8,578 | 8,603 |
| | (第69期末) | 2018年 1月25日 | 548,211,658 | 549,822,303 | 8,509 | 8,534 |
| | (第70期末) | 2月26日 | 534,886,410 | 536,487,875 | 8,350 | 8,375 |
| | (第71期末) | 3月26日 | 526,207,615 | 527,798,492 | 8,269 | 8,294 |
| 第13特定期間 | (第72期末) | 4月25日 | 517,934,989 | 519,514,797 | 8,196 | 8,221 |
| | (第73期末) | 5月25日 | 506,095,063 | 507,662,413 | 8,072 | 8,097 |
| | (第74期末) | 6月25日 | 493,221,356 | 494,786,840 | 7,876 | 7,901 |
| | (第75期末) | 7月25日 | 459,937,680 | 461,422,664 | 7,743 | 7,768 |
| | (第76期末) | 8月27日 | 455,151,272 | 456,620,701 | 7,744 | 7,769 |
| | (第77期末) | 9月25日 | 441,246,530 | 442,688,648 | 7,649 | 7,674 |
| 第14特定期間 | (第78期末) | 10月25日 | 428,713,492 | 430,143,752 | 7,494 | 7,519 |
| | (第79期末) | 11月26日 | 413,824,562 | 415,204,839 | 7,495 | 7,520 |
| | (第80期末) | 12月25日 | 392,152,181 | 393,445,920 | 7,578 | 7,603 |
| | (第81期末) | 2019年 1月25日 | 388,486,053 | 389,758,217 | 7,634 | 7,659 |
| | (第82期末) | 2月25日 | 380,859,073 | 382,095,910 | 7,698 | 7,723 |
| | (第83期末) | 3月25日 | 372,082,103 | 373,278,754 | 7,773 | 7,798 |
| 第15特定期間 | (第84期末) | 4月25日 | 363,945,147 | 365,123,706 | 7,720 | 7,745 |
| | (第85期末) | 5月27日 | 357,709,936 | 358,882,148 | 7,629 | 7,654 |
| | (第86期末) | 6月25日 | 359,863,152 | 361,021,021 | 7,770 | 7,795 |
| | (第87期末) | 7月25日 | 356,344,346 | 357,486,556 | 7,799 | 7,824 |
| | (第88期末) | 8月26日 | 346,384,777 | 347,503,120 | 7,743 | 7,768 |
| | (第89期末) | 9月25日 | 340,050,413 | 341,153,598 | 7,706 | 7,731 |
| 第16特定期間 | (第90期末) | 10月25日 | 336,569,192 | 337,663,043 | 7,692 | 7,717 |
| | 2018年 10月末 | | 425,667,462 | - | 7,471 | - |
| | 11月末 | | 415,561,355 | - | 7,540 | - |
| | 12月末 | | 392,931,066 | - | 7,584 | - |
| | 2019年 1月末 | | 388,082,097 | - | 7,671 | - |
| | 2月末 | | 375,379,924 | - | 7,718 | - |
| | 3月末 | | 368,525,107 | - | 7,786 | - |
| | 4月末 | | 363,633,141 | - | 7,706 | - |
| | 5月末 | | 355,517,086 | - | 7,636 | - |
| | 6月末 | | 360,214,266 | - | 7,769 | - |
| | 7月末 | | 356,860,014 | - | 7,802 | - |
| | 8月末 | | 342,263,137 | - | 7,743 | - |
| | 9月末 | | 339,539,381 | - | 7,686 | - |
| | 10月末 | | 322,980,286 | - | 7,690 | - |

* 基準価額は1万口当たり

【分配の推移】

| 特定期間 | 計算期間 | | | 分配金(円) |
|--------|------|---------------|---------------|--------|
| 第1特定期間 | 第1期 | 自 2012年 3月26日 | 至 2012年 5月25日 | 35 |
| | 第2期 | 自 2012年 5月26日 | 至 2012年 6月25日 | 35 |
| | 第3期 | 自 2012年 6月26日 | 至 2012年 7月25日 | 35 |
| | 第4期 | 自 2012年 7月26日 | 至 2012年 8月27日 | 35 |
| | 第5期 | 自 2012年 8月28日 | 至 2012年 9月25日 | 40 |
| 第2特定期間 | 第6期 | 自 2012年 9月26日 | 至 2012年10月25日 | 40 |
| | 第7期 | 自 2012年10月26日 | 至 2012年11月26日 | 40 |
| | 第8期 | 自 2012年11月27日 | 至 2012年12月25日 | 40 |
| | 第9期 | 自 2012年12月26日 | 至 2013年 1月25日 | 40 |
| | 第10期 | 自 2013年 1月26日 | 至 2013年 2月25日 | 40 |
| | 第11期 | 自 2013年 2月26日 | 至 2013年 3月25日 | 40 |
| 第3特定期間 | 第12期 | 自 2013年 3月26日 | 至 2013年 4月25日 | 40 |
| | 第13期 | 自 2013年 4月26日 | 至 2013年 5月27日 | 40 |
| | 第14期 | 自 2013年 5月28日 | 至 2013年 6月25日 | 40 |
| | 第15期 | 自 2013年 6月26日 | 至 2013年 7月25日 | 40 |
| | 第16期 | 自 2013年 7月26日 | 至 2013年 8月26日 | 40 |
| | 第17期 | 自 2013年 8月27日 | 至 2013年 9月25日 | 40 |
| 第4特定期間 | 第18期 | 自 2013年 9月26日 | 至 2013年10月25日 | 40 |
| | 第19期 | 自 2013年10月26日 | 至 2013年11月25日 | 40 |
| | 第20期 | 自 2013年11月26日 | 至 2013年12月25日 | 40 |
| | 第21期 | 自 2013年12月26日 | 至 2014年 1月27日 | 40 |
| | 第22期 | 自 2014年 1月28日 | 至 2014年 2月25日 | 40 |
| | 第23期 | 自 2014年 2月26日 | 至 2014年 3月25日 | 40 |
| 第5特定期間 | 第24期 | 自 2014年 3月26日 | 至 2014年 4月25日 | 40 |
| | 第25期 | 自 2014年 4月26日 | 至 2014年 5月26日 | 40 |
| | 第26期 | 自 2014年 5月27日 | 至 2014年 6月25日 | 40 |
| | 第27期 | 自 2014年 6月26日 | 至 2014年 7月25日 | 40 |
| | 第28期 | 自 2014年 7月26日 | 至 2014年 8月25日 | 40 |
| | 第29期 | 自 2014年 8月26日 | 至 2014年 9月25日 | 40 |
| 第6特定期間 | 第30期 | 自 2014年 9月26日 | 至 2014年10月27日 | 40 |
| | 第31期 | 自 2014年10月28日 | 至 2014年11月25日 | 40 |
| | 第32期 | 自 2014年11月26日 | 至 2014年12月25日 | 40 |
| | 第33期 | 自 2014年12月26日 | 至 2015年 1月26日 | 40 |
| | 第34期 | 自 2015年 1月27日 | 至 2015年 2月25日 | 40 |
| | 第35期 | 自 2015年 2月26日 | 至 2015年 3月25日 | 40 |

| | | | | |
|---------|------|---------------|---------------|----|
| 第7特定期間 | 第36期 | 自 2015年 3月26日 | 至 2015年 4月27日 | 40 |
| | 第37期 | 自 2015年 4月28日 | 至 2015年 5月25日 | 40 |
| | 第38期 | 自 2015年 5月26日 | 至 2015年 6月25日 | 40 |
| | 第39期 | 自 2015年 6月26日 | 至 2015年 7月27日 | 40 |
| | 第40期 | 自 2015年 7月28日 | 至 2015年 8月25日 | 40 |
| | 第41期 | 自 2015年 8月26日 | 至 2015年 9月25日 | 40 |
| 第8特定期間 | 第42期 | 自 2015年 9月26日 | 至 2015年10月26日 | 40 |
| | 第43期 | 自 2015年10月27日 | 至 2015年11月25日 | 40 |
| | 第44期 | 自 2015年11月26日 | 至 2015年12月25日 | 40 |
| | 第45期 | 自 2015年12月26日 | 至 2016年 1月25日 | 40 |
| | 第46期 | 自 2016年 1月26日 | 至 2016年 2月25日 | 40 |
| | 第47期 | 自 2016年 2月26日 | 至 2016年 3月25日 | 40 |
| 第9特定期間 | 第48期 | 自 2016年 3月26日 | 至 2016年 4月25日 | 40 |
| | 第49期 | 自 2016年 4月26日 | 至 2016年 5月25日 | 40 |
| | 第50期 | 自 2016年 5月26日 | 至 2016年 6月27日 | 40 |
| | 第51期 | 自 2016年 6月28日 | 至 2016年 7月25日 | 40 |
| | 第52期 | 自 2016年 7月26日 | 至 2016年 8月25日 | 40 |
| | 第53期 | 自 2016年 8月26日 | 至 2016年 9月26日 | 40 |
| 第10特定期間 | 第54期 | 自 2016年 9月27日 | 至 2016年10月25日 | 40 |
| | 第55期 | 自 2016年10月26日 | 至 2016年11月25日 | 40 |
| | 第56期 | 自 2016年11月26日 | 至 2016年12月26日 | 40 |
| | 第57期 | 自 2016年12月27日 | 至 2017年 1月25日 | 40 |
| | 第58期 | 自 2017年 1月26日 | 至 2017年 2月27日 | 25 |
| | 第59期 | 自 2017年 2月28日 | 至 2017年 3月27日 | 25 |
| 第11特定期間 | 第60期 | 自 2017年 3月28日 | 至 2017年 4月25日 | 25 |
| | 第61期 | 自 2017年 4月26日 | 至 2017年 5月25日 | 25 |
| | 第62期 | 自 2017年 5月26日 | 至 2017年 6月26日 | 25 |
| | 第63期 | 自 2017年 6月27日 | 至 2017年 7月25日 | 25 |
| | 第64期 | 自 2017年 7月26日 | 至 2017年 8月25日 | 25 |
| | 第65期 | 自 2017年 8月26日 | 至 2017年 9月25日 | 25 |
| 第12特定期間 | 第66期 | 自 2017年 9月26日 | 至 2017年10月25日 | 25 |
| | 第67期 | 自 2017年10月26日 | 至 2017年11月27日 | 25 |
| | 第68期 | 自 2017年11月28日 | 至 2017年12月25日 | 25 |
| | 第69期 | 自 2017年12月26日 | 至 2018年 1月25日 | 25 |
| | 第70期 | 自 2018年 1月26日 | 至 2018年 2月26日 | 25 |
| | 第71期 | 自 2018年 2月27日 | 至 2018年 3月26日 | 25 |

| | | | | |
|---------|------|---------------|---------------|----|
| 第13特定期間 | 第72期 | 自 2018年 3月27日 | 至 2018年 4月25日 | 25 |
| | 第73期 | 自 2018年 4月26日 | 至 2018年 5月25日 | 25 |
| | 第74期 | 自 2018年 5月26日 | 至 2018年 6月25日 | 25 |
| | 第75期 | 自 2018年 6月26日 | 至 2018年 7月25日 | 25 |
| | 第76期 | 自 2018年 7月26日 | 至 2018年 8月27日 | 25 |
| | 第77期 | 自 2018年 8月28日 | 至 2018年 9月25日 | 25 |
| 第14特定期間 | 第78期 | 自 2018年 9月26日 | 至 2018年10月25日 | 25 |
| | 第79期 | 自 2018年10月26日 | 至 2018年11月26日 | 25 |
| | 第80期 | 自 2018年11月27日 | 至 2018年12月25日 | 25 |
| | 第81期 | 自 2018年12月26日 | 至 2019年 1月25日 | 25 |
| | 第82期 | 自 2019年 1月26日 | 至 2019年 2月25日 | 25 |
| | 第83期 | 自 2019年 2月26日 | 至 2019年 3月25日 | 25 |
| 第15特定期間 | 第84期 | 自 2019年 3月26日 | 至 2019年 4月25日 | 25 |
| | 第85期 | 自 2019年 4月26日 | 至 2019年 5月27日 | 25 |
| | 第86期 | 自 2019年 5月28日 | 至 2019年 6月25日 | 25 |
| | 第87期 | 自 2019年 6月26日 | 至 2019年 7月25日 | 25 |
| | 第88期 | 自 2019年 7月26日 | 至 2019年 8月26日 | 25 |
| | 第89期 | 自 2019年 8月27日 | 至 2019年 9月25日 | 25 |
| 第16特定期間 | 第90期 | 自 2019年 9月26日 | 至 2019年10月25日 | 25 |

* 分配金は1万円当たり

【収益率の推移】

| 特定期間 | 計算期間 | | | 収益率(%) |
|--------|------|---------------|---------------|--------|
| 第1特定期間 | 第1期 | 自 2012年 3月26日 | 至 2012年 5月25日 | 0.2 |
| | 第2期 | 自 2012年 5月26日 | 至 2012年 6月25日 | 1.4 |
| | 第3期 | 自 2012年 6月26日 | 至 2012年 7月25日 | 2.0 |
| | 第4期 | 自 2012年 7月26日 | 至 2012年 8月27日 | 0.8 |
| | 第5期 | 自 2012年 8月28日 | 至 2012年 9月25日 | 1.1 |
| 第2特定期間 | 第6期 | 自 2012年 9月26日 | 至 2012年10月25日 | 1.0 |
| | 第7期 | 自 2012年10月26日 | 至 2012年11月26日 | 0.3 |
| | 第8期 | 自 2012年11月27日 | 至 2012年12月25日 | 0.7 |
| | 第9期 | 自 2012年12月26日 | 至 2013年 1月25日 | 0.6 |
| | 第10期 | 自 2013年 1月26日 | 至 2013年 2月25日 | 0.5 |
| | 第11期 | 自 2013年 2月26日 | 至 2013年 3月25日 | 0.2 |
| 第3特定期間 | 第12期 | 自 2013年 3月26日 | 至 2013年 4月25日 | 0.7 |
| | 第13期 | 自 2013年 4月26日 | 至 2013年 5月27日 | 0.7 |
| | 第14期 | 自 2013年 5月28日 | 至 2013年 6月25日 | 6.4 |
| | 第15期 | 自 2013年 6月26日 | 至 2013年 7月25日 | 2.6 |
| | 第16期 | 自 2013年 7月26日 | 至 2013年 8月26日 | 3.0 |
| | 第17期 | 自 2013年 8月27日 | 至 2013年 9月25日 | 2.0 |

| | | | | |
|--------|------|---------------|---------------|-----|
| 第4特定期間 | 第18期 | 自 2013年 9月26日 | 至 2013年10月25日 | 1.8 |
| | 第19期 | 自 2013年10月26日 | 至 2013年11月25日 | 0.7 |
| | 第20期 | 自 2013年11月26日 | 至 2013年12月25日 | 0.1 |
| | 第21期 | 自 2013年12月26日 | 至 2014年 1月27日 | 0.0 |
| | 第22期 | 自 2014年 1月28日 | 至 2014年 2月25日 | 1.1 |
| | 第23期 | 自 2014年 2月26日 | 至 2014年 3月25日 | 0.3 |
| 第5特定期間 | 第24期 | 自 2014年 3月26日 | 至 2014年 4月25日 | 0.5 |
| | 第25期 | 自 2014年 4月26日 | 至 2014年 5月26日 | 1.1 |
| | 第26期 | 自 2014年 5月27日 | 至 2014年 6月25日 | 0.6 |
| | 第27期 | 自 2014年 6月26日 | 至 2014年 7月25日 | 0.6 |
| | 第28期 | 自 2014年 7月26日 | 至 2014年 8月25日 | 0.4 |
| | 第29期 | 自 2014年 8月26日 | 至 2014年 9月25日 | 0.3 |
| 第6特定期間 | 第30期 | 自 2014年 9月26日 | 至 2014年10月27日 | 0.4 |
| | 第31期 | 自 2014年10月28日 | 至 2014年11月25日 | 0.0 |
| | 第32期 | 自 2014年11月26日 | 至 2014年12月25日 | 0.9 |
| | 第33期 | 自 2014年12月26日 | 至 2015年 1月26日 | 0.4 |
| | 第34期 | 自 2015年 1月27日 | 至 2015年 2月25日 | 0.7 |
| | 第35期 | 自 2015年 2月26日 | 至 2015年 3月25日 | 0.8 |
| 第7特定期間 | 第36期 | 自 2015年 3月26日 | 至 2015年 4月27日 | 0.6 |
| | 第37期 | 自 2015年 4月28日 | 至 2015年 5月25日 | 0.2 |
| | 第38期 | 自 2015年 5月26日 | 至 2015年 6月25日 | 0.5 |
| | 第39期 | 自 2015年 6月26日 | 至 2015年 7月27日 | 0.2 |
| | 第40期 | 自 2015年 7月28日 | 至 2015年 8月25日 | 1.1 |
| | 第41期 | 自 2015年 8月26日 | 至 2015年 9月25日 | 0.1 |
| 第8特定期間 | 第42期 | 自 2015年 9月26日 | 至 2015年10月26日 | 1.3 |
| | 第43期 | 自 2015年10月27日 | 至 2015年11月25日 | 0.0 |
| | 第44期 | 自 2015年11月26日 | 至 2015年12月25日 | 0.3 |
| | 第45期 | 自 2015年12月26日 | 至 2016年 1月25日 | 0.1 |
| | 第46期 | 自 2016年 1月26日 | 至 2016年 2月25日 | 0.8 |
| | 第47期 | 自 2016年 2月26日 | 至 2016年 3月25日 | 1.1 |
| 第9特定期間 | 第48期 | 自 2016年 3月26日 | 至 2016年 4月25日 | 0.8 |
| | 第49期 | 自 2016年 4月26日 | 至 2016年 5月25日 | 0.3 |
| | 第50期 | 自 2016年 5月26日 | 至 2016年 6月27日 | 0.6 |
| | 第51期 | 自 2016年 6月28日 | 至 2016年 7月25日 | 1.0 |
| | 第52期 | 自 2016年 7月26日 | 至 2016年 8月25日 | 1.1 |
| | 第53期 | 自 2016年 8月26日 | 至 2016年 9月26日 | 0.3 |

| | | | | |
|---------|------|---------------|---------------|-----|
| 第10特定期間 | 第54期 | 自 2016年 9月27日 | 至 2016年10月25日 | 0.5 |
| | 第55期 | 自 2016年10月26日 | 至 2016年11月25日 | 2.6 |
| | 第56期 | 自 2016年11月26日 | 至 2016年12月26日 | 0.7 |
| | 第57期 | 自 2016年12月27日 | 至 2017年 1月25日 | 0.8 |
| | 第58期 | 自 2017年 1月26日 | 至 2017年 2月27日 | 0.8 |
| | 第59期 | 自 2017年 2月28日 | 至 2017年 3月27日 | 0.1 |
| 第11特定期間 | 第60期 | 自 2017年 3月28日 | 至 2017年 4月25日 | 0.3 |
| | 第61期 | 自 2017年 4月26日 | 至 2017年 5月25日 | 0.2 |
| | 第62期 | 自 2017年 5月26日 | 至 2017年 6月26日 | 0.3 |
| | 第63期 | 自 2017年 6月27日 | 至 2017年 7月25日 | 0.1 |
| | 第64期 | 自 2017年 7月26日 | 至 2017年 8月25日 | 0.3 |
| | 第65期 | 自 2017年 8月26日 | 至 2017年 9月25日 | 0.1 |
| 第12特定期間 | 第66期 | 自 2017年 9月26日 | 至 2017年10月25日 | 0.2 |
| | 第67期 | 自 2017年10月26日 | 至 2017年11月27日 | 0.2 |
| | 第68期 | 自 2017年11月28日 | 至 2017年12月25日 | 0.2 |
| | 第69期 | 自 2017年12月26日 | 至 2018年 1月25日 | 0.5 |
| | 第70期 | 自 2018年 1月26日 | 至 2018年 2月26日 | 1.6 |
| | 第71期 | 自 2018年 2月27日 | 至 2018年 3月26日 | 0.7 |
| 第13特定期間 | 第72期 | 自 2018年 3月27日 | 至 2018年 4月25日 | 0.6 |
| | 第73期 | 自 2018年 4月26日 | 至 2018年 5月25日 | 1.2 |
| | 第74期 | 自 2018年 5月26日 | 至 2018年 6月25日 | 2.1 |
| | 第75期 | 自 2018年 6月26日 | 至 2018年 7月25日 | 1.4 |
| | 第76期 | 自 2018年 7月26日 | 至 2018年 8月27日 | 0.3 |
| | 第77期 | 自 2018年 8月28日 | 至 2018年 9月25日 | 0.9 |
| 第14特定期間 | 第78期 | 自 2018年 9月26日 | 至 2018年10月25日 | 1.7 |
| | 第79期 | 自 2018年10月26日 | 至 2018年11月26日 | 0.3 |
| | 第80期 | 自 2018年11月27日 | 至 2018年12月25日 | 1.4 |
| | 第81期 | 自 2018年12月26日 | 至 2019年 1月25日 | 1.1 |
| | 第82期 | 自 2019年 1月26日 | 至 2019年 2月25日 | 1.2 |
| | 第83期 | 自 2019年 2月26日 | 至 2019年 3月25日 | 1.3 |
| 第15特定期間 | 第84期 | 自 2019年 3月26日 | 至 2019年 4月25日 | 0.4 |
| | 第85期 | 自 2019年 4月26日 | 至 2019年 5月27日 | 0.9 |
| | 第86期 | 自 2019年 5月28日 | 至 2019年 6月25日 | 2.2 |
| | 第87期 | 自 2019年 6月26日 | 至 2019年 7月25日 | 0.7 |
| | 第88期 | 自 2019年 7月26日 | 至 2019年 8月26日 | 0.4 |
| | 第89期 | 自 2019年 8月27日 | 至 2019年 9月25日 | 0.2 |
| 第16特定期間 | 第90期 | 自 2019年 9月26日 | 至 2019年10月25日 | 0.1 |

* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定及び解約の実績は次の通りです。

| 特定期間 | 計算期間 | | | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|--------|------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 第1特定期間 | 第1期 | 自 2012年 3月26日 | 至 2012年 5月25日 | 1,611,420,453 | 11,148,813 |
| | 第2期 | 自 2012年 5月26日 | 至 2012年 6月25日 | 80,302,209 | 15,542,417 |
| | 第3期 | 自 2012年 6月26日 | 至 2012年 7月25日 | 159,111,984 | 19,389,240 |
| | 第4期 | 自 2012年 7月26日 | 至 2012年 8月27日 | 216,422,885 | 335,076,413 |
| | 第5期 | 自 2012年 8月28日 | 至 2012年 9月25日 | 398,345,753 | 127,256,012 |
| 第2特定期間 | 第6期 | 自 2012年 9月26日 | 至 2012年10月25日 | 311,992,201 | 217,116,338 |
| | 第7期 | 自 2012年10月26日 | 至 2012年11月26日 | 248,027,419 | 69,809,016 |
| | 第8期 | 自 2012年11月27日 | 至 2012年12月25日 | 113,819,788 | 132,357,598 |
| | 第9期 | 自 2012年12月26日 | 至 2013年 1月25日 | 128,836,340 | 153,353,545 |
| | 第10期 | 自 2013年 1月26日 | 至 2013年 2月25日 | 143,720,557 | 189,645,972 |
| | 第11期 | 自 2013年 2月26日 | 至 2013年 3月25日 | 85,519,344 | 213,860,672 |
| 第3特定期間 | 第12期 | 自 2013年 3月26日 | 至 2013年 4月25日 | 105,919,962 | 162,934,098 |
| | 第13期 | 自 2013年 4月26日 | 至 2013年 5月27日 | 56,249,400 | 190,209,083 |
| | 第14期 | 自 2013年 5月28日 | 至 2013年 6月25日 | 59,940,149 | 77,769,825 |
| | 第15期 | 自 2013年 6月26日 | 至 2013年 7月25日 | 3,809,459 | 43,538,906 |
| | 第16期 | 自 2013年 7月26日 | 至 2013年 8月26日 | 2,107,435 | 78,280,475 |
| | 第17期 | 自 2013年 8月27日 | 至 2013年 9月25日 | 3,261,844 | 267,506,140 |
| 第4特定期間 | 第18期 | 自 2013年 9月26日 | 至 2013年10月25日 | 4,855,385 | 128,664,657 |
| | 第19期 | 自 2013年10月26日 | 至 2013年11月25日 | 3,026,934 | 85,088,485 |
| | 第20期 | 自 2013年11月26日 | 至 2013年12月25日 | 2,961,157 | 186,364,930 |
| | 第21期 | 自 2013年12月26日 | 至 2014年 1月27日 | 1,968,483 | 19,931,854 |
| | 第22期 | 自 2014年 1月28日 | 至 2014年 2月25日 | 2,309,361 | 66,924,367 |
| | 第23期 | 自 2014年 2月26日 | 至 2014年 3月25日 | 4,693,449 | 105,081,551 |
| 第5特定期間 | 第24期 | 自 2014年 3月26日 | 至 2014年 4月25日 | 2,365,376 | 94,477,693 |
| | 第25期 | 自 2014年 4月26日 | 至 2014年 5月26日 | 1,923,381 | 38,817,663 |
| | 第26期 | 自 2014年 5月27日 | 至 2014年 6月25日 | 7,224,708 | 40,176,934 |
| | 第27期 | 自 2014年 6月26日 | 至 2014年 7月25日 | 9,818,382 | 16,685,581 |
| | 第28期 | 自 2014年 7月26日 | 至 2014年 8月25日 | 6,425,347 | 16,835,320 |
| | 第29期 | 自 2014年 8月26日 | 至 2014年 9月25日 | 7,744,256 | 17,175,220 |
| 第6特定期間 | 第30期 | 自 2014年 9月26日 | 至 2014年10月27日 | 3,108,485 | 3,870,455 |
| | 第31期 | 自 2014年10月28日 | 至 2014年11月25日 | 2,079,359 | 2,104,272 |
| | 第32期 | 自 2014年11月26日 | 至 2014年12月25日 | 1,111,735 | 6,971,760 |
| | 第33期 | 自 2014年12月26日 | 至 2015年 1月26日 | 1,150,125 | 14,556,619 |
| | 第34期 | 自 2015年 1月27日 | 至 2015年 2月25日 | 2,992,456 | 10,863,192 |
| | 第35期 | 自 2015年 2月26日 | 至 2015年 3月25日 | 4,035,926 | 17,618,737 |
| 第7特定期間 | 第36期 | 自 2015年 3月26日 | 至 2015年 4月27日 | 1,996,973 | 21,806,020 |
| | 第37期 | 自 2015年 4月28日 | 至 2015年 5月25日 | 905,529 | 10,442,401 |
| | 第38期 | 自 2015年 5月26日 | 至 2015年 6月25日 | 43,028,206 | 14,148,305 |
| | 第39期 | 自 2015年 6月26日 | 至 2015年 7月27日 | 7,041,927 | 2,259,100 |
| | 第40期 | 自 2015年 7月28日 | 至 2015年 8月25日 | 2,057,266 | 13,664,464 |
| | 第41期 | 自 2015年 8月26日 | 至 2015年 9月25日 | 7,672,572 | 10,942,873 |

| | | | | | |
|---------|------|---------------|---------------|------------|------------|
| 第8特定期間 | 第42期 | 自 2015年 9月26日 | 至 2015年10月26日 | 9,577,673 | 15,344,817 |
| | 第43期 | 自 2015年10月27日 | 至 2015年11月25日 | 1,600,750 | 28,501,933 |
| | 第44期 | 自 2015年11月26日 | 至 2015年12月25日 | 1,348,099 | 11,700,355 |
| | 第45期 | 自 2015年12月26日 | 至 2016年 1月25日 | 1,586,690 | 3,392,482 |
| | 第46期 | 自 2016年 1月26日 | 至 2016年 2月25日 | 2,186,583 | 26,344,133 |
| | 第47期 | 自 2016年 2月26日 | 至 2016年 3月25日 | 982,987 | 11,085,703 |
| 第9特定期間 | 第48期 | 自 2016年 3月26日 | 至 2016年 4月25日 | 1,117,967 | 7,747,038 |
| | 第49期 | 自 2016年 4月26日 | 至 2016年 5月25日 | 8,731,961 | 0 |
| | 第50期 | 自 2016年 5月26日 | 至 2016年 6月27日 | 3,530,756 | 49,600,264 |
| | 第51期 | 自 2016年 6月28日 | 至 2016年 7月25日 | 23,108,599 | 9,273,993 |
| | 第52期 | 自 2016年 7月26日 | 至 2016年 8月25日 | 16,057,025 | 9,387,011 |
| | 第53期 | 自 2016年 8月26日 | 至 2016年 9月26日 | 32,041,038 | 8,088,347 |
| 第10特定期間 | 第54期 | 自 2016年 9月27日 | 至 2016年10月25日 | 55,478,564 | 3,430,991 |
| | 第55期 | 自 2016年10月26日 | 至 2016年11月25日 | 88,347,263 | 3,656,291 |
| | 第56期 | 自 2016年11月26日 | 至 2016年12月26日 | 8,989,942 | 3,968,407 |
| | 第57期 | 自 2016年12月27日 | 至 2017年 1月25日 | 5,989,736 | 382,378 |
| | 第58期 | 自 2017年 1月26日 | 至 2017年 2月27日 | 26,626,342 | 11,024,369 |
| | 第59期 | 自 2017年 2月28日 | 至 2017年 3月27日 | 25,542,919 | 7,033,919 |
| 第11特定期間 | 第60期 | 自 2017年 3月28日 | 至 2017年 4月25日 | 2,397,084 | 4,862,679 |
| | 第61期 | 自 2017年 4月26日 | 至 2017年 5月25日 | 2,547,966 | 18,664,229 |
| | 第62期 | 自 2017年 5月26日 | 至 2017年 6月26日 | 1,876,339 | 9,751,211 |
| | 第63期 | 自 2017年 6月27日 | 至 2017年 7月25日 | 783,668 | 3,385,712 |
| | 第64期 | 自 2017年 7月26日 | 至 2017年 8月25日 | 1,097,746 | 19,351,631 |
| | 第65期 | 自 2017年 8月26日 | 至 2017年 9月25日 | 1,062,230 | 284,606 |
| 第12特定期間 | 第66期 | 自 2017年 9月26日 | 至 2017年10月25日 | 1,219,563 | 359,421 |
| | 第67期 | 自 2017年10月26日 | 至 2017年11月27日 | 955,781 | 1,475,530 |
| | 第68期 | 自 2017年11月28日 | 至 2017年12月25日 | 2,212,896 | 0 |
| | 第69期 | 自 2017年12月26日 | 至 2018年 1月25日 | 1,073,144 | 26,752,744 |
| | 第70期 | 自 2018年 1月26日 | 至 2018年 2月26日 | 1,900,281 | 5,572,253 |
| | 第71期 | 自 2018年 2月27日 | 至 2018年 3月26日 | 741,050 | 4,976,213 |
| 第13特定期間 | 第72期 | 自 2018年 3月27日 | 至 2018年 4月25日 | 1,112,036 | 5,539,698 |
| | 第73期 | 自 2018年 4月26日 | 至 2018年 5月25日 | 737,355 | 5,720,502 |
| | 第74期 | 自 2018年 5月26日 | 至 2018年 6月25日 | 754,285 | 1,500,433 |
| | 第75期 | 自 2018年 6月26日 | 至 2018年 7月25日 | 1,006,783 | 33,206,792 |
| | 第76期 | 自 2018年 7月26日 | 至 2018年 8月27日 | 2,628,142 | 8,850,437 |
| | 第77期 | 自 2018年 8月28日 | 至 2018年 9月25日 | 711,457 | 11,635,813 |
| 第14特定期間 | 第78期 | 自 2018年 9月26日 | 至 2018年10月25日 | 721,207 | 5,464,455 |
| | 第79期 | 自 2018年10月26日 | 至 2018年11月26日 | 768,905 | 20,762,016 |
| | 第80期 | 自 2018年11月27日 | 至 2018年12月25日 | 807,738 | 35,422,789 |
| | 第81期 | 自 2018年12月26日 | 至 2019年 1月25日 | 1,074,598 | 9,704,846 |
| | 第82期 | 自 2019年 1月26日 | 至 2019年 2月25日 | 721,094 | 14,851,602 |
| | 第83期 | 自 2019年 2月26日 | 至 2019年 3月25日 | 820,637 | 16,895,116 |

| | | | | | |
|---------|------|---------------|---------------|---------|------------|
| 第15特定期間 | 第84期 | 自 2019年 3月26日 | 至 2019年 4月25日 | 689,673 | 7,926,660 |
| | 第85期 | 自 2019年 4月26日 | 至 2019年 5月27日 | 709,332 | 3,247,858 |
| | 第86期 | 自 2019年 5月28日 | 至 2019年 6月25日 | 643,883 | 6,381,135 |
| | 第87期 | 自 2019年 6月26日 | 至 2019年 7月25日 | 706,678 | 6,970,185 |
| | 第88期 | 自 2019年 7月26日 | 至 2019年 8月26日 | 653,348 | 10,200,356 |
| | 第89期 | 自 2019年 8月27日 | 至 2019年 9月25日 | 599,888 | 6,663,203 |
| 第16特定期間 | 第90期 | 自 2019年 9月26日 | 至 2019年10月25日 | 641,964 | 4,375,345 |

(注1) 本邦以外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数(口)には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

当ファンドは、2019年12月13日をもって償還いたしました。

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込みは、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日、または指定投資信託証券の取得申込みの受付が行われない日や価格が算出されない日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

申込手数料率は、3.3%（税抜3.0%）を上限に販売会社が定めるものとし、

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数についてお申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（指定投資信託証券の投資対象国における経済事情の急変、政変、あるいは災害等の非常事態による市場の閉鎖や極端な市場の流動性の減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

米国人投資家に係る制限

委託会社は米国において投資顧問業の登録を行っておりません。当ファンドは米国において投資手段として登録されておらず、また当ファンドの受益権は1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、今後登録される予定もないため、当ファンドの受益権は以下に定義される制限対象者に対して募集または販売することができません。

制限対象者とは、(i) 米国内に所在する人または事業体（米国居住者を含む）、(ii) 米国または米国の州の法律が適用される企業またはその他事業体、(iii) 米国外に所在するすべての米国軍事関係者、または米国の政府もしくは政府関係機関に係るすべての従業員、または(iv) 1933年米国証券法（改正を含む。）におけるレギュレーションSにより「米国人(U.S. Person)」と定義されるその他のすべての者、を指します。

当ファンドは、1974年米国従業員退職所得保障法（改正を含む。）に基づくか否かを問わず、従業員給付制度またはその資産が従業員給付制度の資産の一部を構成する事業体である投資家からの取得の申込みは受け付けません。

2【換金（解約）手続等】

換金のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

お申込みは、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業

日の取扱いとさせていただきます。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日、または指定投資信託証券の一部解約の実行の請求の受付が行われない日や価格が算出されない日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

換金単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

解約価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して6営業日目以降に販売会社にてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（指定投資信託証券の投資対象国における経済事情の急変、政変、あるいは災害等の非常事態による市場の閉鎖や極端な市場の流動性の減少等）があるときは、換金申込みの受付を中止することまたは既に受付けた換金申込みを取り消すことがあります。

の規定により換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして、の規定に準じて算定した価額とします。

買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社へお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入れ有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。原則として、投資証券については1株あたり純資産額、国内投資信託については基準価額で日々評価します。外貨建資産の円換算及び予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「アジアボンド」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2012年3月26日から2019年12月13日とします。

(4)【計算期間】

原則として、毎月26日から翌月25日までとします。なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- a. 以下の事由の場合には、当ファンドは、受託会社と合意の上、信託契約を解約（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ・ 受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合。
 - ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。
 - イ．委託会社は、上記について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ロ．書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ロにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ハ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ニ．イからハまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記イからハまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。
- b．以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。
- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述 bに規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新受託会社を選任できないとき。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、上記aの事項（上記aの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記aの併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c．書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f．bからeまでは、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- g. 上記aからfにかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなるため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年3月及び9月に到来する計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約の更改に関する事項

・販売会社

「募集・販売の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-am.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

- (1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- (2) 収益分配金に対する権利
当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (3) 償還金に対する権利
当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (4) 受益権の換金（解約）請求権
受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。
解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年3月26日から2019年9月25日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前特定期間末 (2019年3月25日現在) | 当特定期間末 (2019年9月25日現在) |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 11,277,431 | 8,501,450 |
| 投資信託受益証券 | 12,982 | 12,977 |
| 投資証券 | 356,686,082 | 327,694,261 |
| 派生商品評価勘定 | 5,140,534 | 3,278,919 |
| 未収入金 | - | 1,610 |
| 未収配当金 | 1,404,601 | 1,284,632 |
| その他未収収益 | 762,758 | 728,098 |
| 流動資産合計 | 375,284,388 | 341,501,947 |
| 資産合計 | 375,284,388 | 341,501,947 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,196,651 | 1,103,185 |
| 未払解約金 | 1,650,481 | 4 |
| 未払受託者報酬 | 9,263 | 9,084 |
| 未払委託者報酬 | 314,998 | 308,847 |
| 未払利息 | 29 | 22 |
| その他未払費用 | 30,863 | 30,392 |
| 流動負債合計 | 3,202,285 | 1,451,534 |
| 負債合計 | 3,202,285 | 1,451,534 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | *1,*2 478,660,664 | *1,*2 441,274,069 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | *3 106,578,561 | *3 101,223,656 |
| (分配準備積立金) | 1,067,491 | 1,709,165 |
| 元本等合計 | 372,082,103 | 340,050,413 |
| 純資産合計 | 372,082,103 | 340,050,413 |
| 負債純資産合計 | 375,284,388 | 341,501,947 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前特定期間 (自 2018年 9月26日 至 2019年 3月25日) | 当特定期間 (自 2019年 3月26日 至 2019年 9月25日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 8,287,361 | 8,045,263 |
| 有価証券売買等損益 | 11,702,643 | 1,429,489 |
| 為替差損益 | 5,578,197 | 4,775,758 |
| その他収益 | 1,725,066 | 1,553,087 |
| 営業収益合計 | 16,136,873 | 6,252,081 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 5,942 | 4,981 |
| 受託者報酬 | 64,780 | 58,094 |
| 委託者報酬 | 2,202,625 | 1,975,201 |
| その他費用 | 418,614 | 403,397 |
| 営業費用合計 | 2,691,961 | 2,441,673 |
| 営業利益又は営業損失() | 13,444,912 | 3,810,408 |
| 経常利益又は経常損失() | 13,444,912 | 3,810,408 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 13,444,912 | 3,810,408 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 546,060 | 610 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 135,600,779 | 106,578,561 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 25,113,617 | 9,321,119 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 25,113,617 | 9,321,119 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,180,323 | 904,854 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,180,323 | 904,854 |
| 分配金 | *1 7,809,928 | *1 6,872,378 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 106,578,561 | 101,223,656 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における特定期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 前特定期間末 (2019年3月25日現在) | | 当特定期間末 (2019年9月25日現在) | |
|---|---------------|---|---------------|
| *1 期首元本額 | 576,847,309 円 | *1 期首元本額 | 478,660,664 円 |
| 期中追加設定元本額 | 4,914,179 円 | 期中追加設定元本額 | 4,002,802 円 |
| 期中解約元本額 | 103,100,824 円 | 期中解約元本額 | 41,389,397 円 |
| *2 特定期間末における受益権の総数 | 478,660,664 口 | *2 特定期間末における受益権の総数 | 441,274,069 口 |
| *3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、106,578,561 円であります。 | | *3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、101,223,656 円であります。 | |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前特定期間 (自 2018年9月26日 至 2019年3月25日) |
|---|
| *1 分配金の計算過程 (自 2018年9月26日 至 2018年10月25日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,199,548円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,639,416円)、及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は4,838,964円(1万口当たり84円)であり、うち、1,430,260円(1万口当たり25円)を分配金額としております。 (自 2018年10月26日 至 2018年11月26日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,230,613円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,289,578円)、及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は4,520,191円(1万口当たり81円)であり、うち、1,380,277円(1万口当たり25円)を分配金額としております。 (自 2018年11月27日 至 2018年12月25日) |

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,363,670円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,943,198円)、及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は4,306,868円(1万口当たり83円)であり、うち、1,293,739円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自 2018年12月26日 至 2019年1月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,573,836円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,894,258円)、及び分配準備積立金(68,622円)より分配対象収益は4,536,716円(1万口当たり89円)であり、うち、1,272,164円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自 2019年1月26日 至 2019年2月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,638,468円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,814,399円)、及び分配準備積立金(359,500円)より分配対象収益は4,812,367円(1万口当たり97円)であり、うち、1,236,837円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自 2019年2月26日 至 2019年3月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,528,972円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,724,184円)、及び分配準備積立金(735,170円)より分配対象収益は4,988,326円(1万口当たり104円)であり、うち、1,196,651円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

当特定期間

(自 2019年3月26日
至 2019年9月25日)

*1 分配金の計算過程

(自 2019年3月26日 至 2019年4月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,291,481円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,684,517円)、及び分配準備積立金(1,049,831円)より分配対象収益は5,025,829円(1万口当たり106円)であり、うち、1,178,559円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自 2019年4月26日 至 2019年5月27日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,197,263円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,671,801円)、及び分配準備積立金(1,154,753円)より分配対象収益は5,023,817円(1万口当たり107円)であり、うち、1,172,212円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自 2019年5月28日 至 2019年6月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,487,939円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,640,709円)、及び分配準備積立金(1,163,766円)より分配対象収益は5,292,414円(1万口当たり114円)であり、うち、1,157,869円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自 2019年6月26日 至 2019年7月25日)

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,373,637円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,607,246円）、及び分配準備積立金（1,471,382円）より分配対象収益は5,452,265円（1万口当たり119円）であり、うち、1,142,210円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（自 2019年7月26日 至 2019年8月26日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,138,593円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,555,157円）、及び分配準備積立金（1,664,837円）より分配対象収益は5,358,587円（1万口当たり119円）であり、うち、1,118,343円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（自 2019年8月27日 至 2019年9月25日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,152,335円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,522,759円）、及び分配準備積立金（1,660,015円）より分配対象収益は5,335,109円（1万口当たり120円）であり、うち、1,103,185円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

| | |
|-----------------------|---|
| 1．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。 |
| 2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券、投資証券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク、投資銘柄の集中リスク等の信用リスク、流動性リスクを有しております。当ファンドが行うデリバティブ取引については、為替予約取引をヘッジ目的及び信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるために利用しております。 |
| 3．金融商品に係るリスク管理体制 | 委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。 |
| 4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

．金融商品の時価等に関する事項

| | 前特定期間末 （2019年3月25日現在） | 当特定期間末 （2019年9月25日現在） |
|--|--------------------------|--------------------------|
| | | |

| | | |
|------------------------|---|---------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 | (1) 有価証券 同左 |
| | (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 | (2) デリバティブ取引 同左 |
| | (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。 | (3) 上記以外の金融商品 同左 |

(有価証券に関する注記)

前特定期間末(2019年3月25日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|----------|------------------------|
| 投資信託受益証券 | - |
| 投資証券 | 4,255,115 |
| 合計 | 4,255,115 |

当特定期間末(2019年9月25日現在)

売買目的有価証券

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|----------|------------------------|
| 投資信託受益証券 | 1 |
| 投資証券 | 1,057,932 |
| 合計 | 1,057,933 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位:円)

| 区分 | 前特定期間末(2019年3月25日現在) | | | | 当特定期間末(2019年9月25日現在) | | | |
|-----------|----------------------|-------------|-------------|-------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|
| | 契約額等 | うち 1年超 | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | うち 1年超 | 時価 | 評価損益 |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | | | | |
| | 売建 米ドル | 358,806,914 | - | 353,666,380 | 5,140,534 | 332,270,069 | - | 328,991,150 |
| 合計 | 358,806,914 | - | 353,666,380 | 5,140,534 | 332,270,069 | - | 328,991,150 | 3,278,919 |

(注)時価の算定方法

(1)特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によります。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

(2) 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(3) 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

| 前特定期間 (自 2018年 9月26日 至 2019年 3月25日) | 当特定期間 (自 2019年 3月26日 至 2019年 9月25日) |
|---|---|
| - | 当ファンドは、信託約款第41条に基づき、繰上償還することを2019年11月7日付けで決定し、2019年11月18日付で当該事項につき金融庁長官に届出を行い、2019年12月13日付けで繰上償還する予定になっております。 |

(一口当たり情報に関する注記)

| 前特定期間末 (2019年 3月25日現在) | | 当特定期間末 (2019年 9月25日現在) | |
|---------------------------|----------|---------------------------|----------|
| 一口当たり純資産額 | 0.7773 円 | 一口当たり純資産額 | 0.7706 円 |
| (一万口当たり純資産額) | 7,773 円) | (一万口当たり純資産額) | 7,706 円) |

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | |
|--------------|----|---------------------------------|--------|--------|--------|
| | | | | 単価 | 金額 |
| 投資信託 受益証券 | 円 | BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定) | 13,053 | 0.9942 | 12,977 |
| | | 円 小計 | 13,053 | - | 12,977 |
| 投資信託受益証券 合計 | | | 13,053 | - | 12,977 |
| 合計 | | | 13,053 | - | 12,977 |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | | 邦貨換算評価額 (円) |
|----|----|----|------|-----|----|----------------|
| | | | | 単価 | 金額 | |

| | | | | | |
|------|--|------------|-------|--------------|-------------|
| 投資証券 | 米ドル | | | | |
| | BNP Paribas Funds Asia ex-Japan Bond Classic-MD Shares | 35,275.199 | 86.73 | 3,059,418.00 | 327,694,261 |
| | 米ドル 小計 | 35,275.199 | - | 3,059,418.00 | 327,694,261 |
| | 投資証券 合計 | 35,275.199 | - | 3,059,418.00 | 327,694,261 |
| | 合計 | 35,275.199 | - | 3,059,418.00 | 327,694,261 |

（注1）投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

（注2）通貨の表示に関しては、その通貨の表記単位で表示しております。

（注3）外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|-----|----------|----------------|----------------|
| 米ドル | 投資証券 1銘柄 | 100.0% | 100.0% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは、「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託受益証券及び「BNP Paribas Funds Asia ex-Japan Bond」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「投資証券」は、すべてこれらの投資信託受益証券及び投資証券であります。

なお、「Parvest Bond Asia ex-Japan」投資証券は現地2019年8月30日付けで「BNP Paribas Funds Asia ex-Japan Bond」投資証券へと名称変更しております。

1. 「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

なお、以下に掲載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

| 区 分 | 注記 番号 | （2019年3月22日現在） | （2019年9月24日現在） |
|-------------|----------|----------------|----------------|
| | | 金 額（円） | 金 額（円） |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | 320,801 | 45,593 |
| 国債証券 | | 400,612 | 400,426 |
| 流動資産合計 | | 721,413 | 446,019 |
| 資産合計 | | 721,413 | 446,019 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払委託者報酬 | | - | 2 |
| 流動負債合計 | | - | 2 |
| 負債合計 | | - | 2 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | 725,342 | 448,627 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | | 3,929 | 2,610 |
| 元本等合計 | | 721,413 | 446,017 |
| 純資産合計 | | 721,413 | 446,017 |
| 負債純資産合計 | | 721,413 | 446,019 |

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|-----------------|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
|-----------------|---|

(一口当たり情報に関する注記)

| (2019年3月22日現在) | | (2019年9月24日現在) | |
|----------------|----------|----------------|----------|
| 一口当たり純資産額 | 0.9946 円 | 一口当たり純資産額 | 0.9942 円 |
| (一万口当たり純資産額 | 9,946 円) | (一万口当たり純資産額 | 9,942 円) |

(3) 有価証券組入明細

| 種類 | 銘柄名 | 券面総額(円) | 評価額(円) | 備考 |
|------|-------------|---------|---------|----|
| 国債証券 | 第803回国庫短期証券 | 400,000 | 400,426 | |
| 合計 | | 400,000 | 400,426 | |

2. 「Parvest Bond Asia ex-Japan」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同投資証券のマネージメント・カンパニーであるBNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Luxembourgからの情報に基づき、これらの投資証券の直近会計年度末である2018年12月31日の状況を掲記したものであります。そのため以下は名称変更前の情報となります。また、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に掲載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

(1) 純資産計算書

2018年12月31日現在

(米ドル)

| | |
|--------------|--------------------|
| 資産 | 144,274,079 |
| 投資有価証券時価評価額 | 120,634,372 |
| オプション評価額 | 772,916 |
| 金融商品に係る未実現利益 | 1,023,016 |
| 銀行預金 | 17,718,011 |

| | |
|-------------|--------------------|
| その他資産 | 4,125,764 |
| 負債 | 3,548,762 |
| その他負債 | 3,548,762 |
| 純資産額 | 140,725,317 |

(2) 損益及び純資産変動計算書

2018年12月31日に終了した会計年度

| | (米ドル) |
|---------------------------|---------------------|
| 投資収益 | 8,790,660 |
| 投資顧問報酬 | 1,619,283 |
| 銀行支払利息 | 70,848 |
| スワップ及び差金決済取引に係る純支払利息 | 438,909 |
| その他費用 | 418,482 |
| 支払税 | 66,797 |
| 販売費用 | 1,101 |
| 取引費用 | 11,428 |
| 費用合計 | 2,626,848 |
| 投資純利益（純損益） | 6,163,812 |
| 投資有価証券に係る実現純利益（純損失） | (12,382,281) |
| 金融商品に係る実現純利益（純損失） | (4,995,011) |
| 当期実現純利益（純損失） | (11,213,480) |
| 投資有価証券に係る未実現評価純利益（純損失）の変動 | (2,740,742) |
| 金融商品に係る未実現評価純利益（純損失）の変動 | (444,190) |
| 運用による純資産額の純変動 | (14,398,412) |
| 当会計年度中の純発行額（純買戻額） | (70,863,628) |
| 支払分配金 | (2,178,565) |
| 当会計年度中の純資産額の純変動 | (87,440,605) |
| 期首純資産 | 228,165,922 |
| 期末純資産 | 140,725,317 |

(3) 一口当たりの純資産額情報

(通貨：USD)

| | 2017年12月31日 | 2018年12月31日 |
|--------------------------|----------------|----------------|
| 純資産額 | 228,165,922.00 | 140,725,317.00 |
| 株数（Classic MD クラス） | 424,906.691 | 304,377.938 |
| 一株あたり純資産額（Classic MDクラス） | 91.88 | 83.81 |

(4) 投資有価証券明細表

2018年12月31日現在

| 銘柄 | 通貨 | 券面 | 時価(USD) | 純資産 比率 (%) |
|--|-----|----------------|--------------------|------------------|
| 譲渡可能な上場又はその他規制市場取引の有価証券 | | | 111,920,168 | 79.51 |
| 債券 | | | 105,391,592 | 74.87 |
| 中国 | | | 16,692,370 | 11.87 |
| AGRICULTURAL DEV BANK 4.390% 17-08/09/2027 | CNY | 10,000,000 | 1,515,631 | 1.08 |
| ALIBABA GROUP HOLDING 3.400% 17-06/12/2027 | USD | 1,000,000 | 923,173 | 0.66 |
| BAIDU INC 3.625% 17-06/07/2027 | USD | 2,000,000 | 1,862,333 | 1.32 |
| CHINA DEV BANK 3.850% 17-09/01/2024 | CNY | 10,000,000 | 1,466,287 | 1.04 |
| CHINA DEV BANK 4.210% 15-13/04/2025 | CNY | 10,000,000 | 1,484,834 | 1.06 |
| CHINA GOVT BOND 3.850% 18-01/02/2028 | CNY | 10,000,000 | 1,518,394 | 1.08 |
| CHN SCE PROPERTY 5.875% 17-10/03/2022 | USD | 3,000,000 | 2,688,750 | 1.91 |
| COUNTRY GARDEN 4.750% 16-28/09/2023 | USD | 1,500,000 | 1,302,968 | 0.93 |
| GOLDEN EAGLE RETAIL 4.625% 13-21/05/2023 | USD | 3,000,000 | 2,535,000 | 1.80 |
| POWERLONG 5.950% 17-19/07/2020 | USD | 1,000,000 | 957,500 | 0.68 |
| TIMES PROPERTY 6.600% 17-02/03/2023 | USD | 500,000 | 437,500 | 0.31 |
| ヴァージン諸島 | | | 12,954,085 | 9.20 |
| CHINA CINDA 2017 4.400% 17-09/03/2027 | USD | 3,000,000 | 2,891,655 | 2.05 |
| CHINALCO CAPITAL 4.000% 16-25/08/2021 | USD | 1,969,000 | 1,890,240 | 1.34 |
| MINMETALS BOUNTE 4.200% 16-27/07/2026 | USD | 4,200,000 | 4,088,511 | 2.91 |
| MINMETALS BOUNTE 4.750% 15-30/07/2025 | USD | 3,090,000 | 3,123,140 | 2.22 |
| STATE GRID OSEAS 3.500% 17-04/05/2027 | USD | 1,000,000 | 960,539 | 0.68 |
| インドネシア | | | 12,826,206 | 9.11 |
| GAJAH TUNGGAL 8.375% 17-10/08/2022 | USD | 3,000,000 | 2,505,000 | 1.78 |
| INDONESIA GOVT 10.500% 09-15/08/2030 | IDR | 12,800,000,000 | 1,032,545 | 0.73 |
| INDONESIA GOVT 11.000% 06-15/09/2025 | IDR | 24,000,000,000 | 1,916,829 | 1.36 |
| INDONESIA GOVT 6.125% 12-15/05/2028 | IDR | 4,050,000,000 | 246,788 | 0.18 |
| INDONESIA GOVT 8.250% 11-15/06/2032 | IDR | 7,641,000,000 | 525,518 | 0.37 |
| INDONESIA GOVT 8.375% 10-15/09/2026 | IDR | 25,558,000,000 | 1,798,533 | 1.28 |
| INDONESIA GOVT 8.750% 15-15/05/2031 | IDR | 10,955,000,000 | 788,493 | 0.56 |
| PERTAMINA 6.450% 14-30/05/2044 | USD | 1,000,000 | 1,041,250 | 0.74 |
| PERUSAHAAN LISTR 5.450% 18-21/05/2028 | USD | 1,000,000 | 1,003,750 | 0.71 |
| REP OF INDONESIA 5.125% 15-15/01/2045 | USD | 2,000,000 | 1,967,500 | 1.40 |
| インド | | | 10,051,272 | 7.14 |

| | | | | |
|--|-----|---------------|------------------|-------------|
| INDIA GOVT BOND 7.590% 16-11/01/2026 | INR | 353,000,000 | 5,112,104 | 3.63 |
| RELIANCE INDUSTRIES 3.667% 17-30/11/2027 | USD | 1,000,000 | 911,668 | 0.65 |
| VEDANTA RESOURCE 7.125% 13-31/05/2023 | USD | 1,250,000 | 1,118,750 | 0.79 |
| VEDANTA RESOURCES 6.375% 17-30/07/2022 | USD | 3,250,000 | 2,908,750 | 2.07 |
| 香港 | | | 9,472,722 | 6.73 |
| BANGKOK BANK/HK 4.050% 18-19/03/2024 | USD | 1,000,000 | 1,005,981 | 0.71 |
| CNAC HK FINBRID 4.625% 18-14/03/2023 | USD | 4,545,000 | 4,581,155 | 3.26 |
| FRANSHION BRILLA 3.600% 17-03/03/2022 | USD | 2,000,000 | 1,933,250 | 1.37 |
| SWIRE PRO MTN FI 3.500% 18-10/01/2028 | USD | 1,000,000 | 959,836 | 0.68 |
| YINGDE GASES INV 7.250% 14-28/02/2020 | USD | 1,000,000 | 992,500 | 0.71 |
| マレーシア | | | 9,399,320 | 6.68 |
| DANGA CAPITAL BH 4.940% 18-26/01/2033 | MYR | 9,018,000 | 2,221,415 | 1.58 |
| MALAYSIAN GOVT 3.955% 15-15/09/2025 | MYR | 1,550,000 | 374,334 | 0.27 |
| MALAYSIAN GOVT 4.059% 17-30/09/2024 | MYR | 10,470,000 | 2,546,506 | 1.81 |
| MALAYSIAN GOVT 4.160% 11-15/07/2021 | MYR | 2,200,000 | 539,395 | 0.38 |
| MALAYSIAN GOVT 4.232% 11-30/06/2031 | MYR | 1,260,000 | 299,191 | 0.21 |
| MALAYSIAN GOVT 4.378% 09-29/11/2019 | MYR | 5,650,000 | 1,378,427 | 0.98 |
| PETRONAS 7.625% 96 -15/10/2026 | USD | 1,638,000 | 2,040,052 | 1.45 |
| シンガポール | | | 8,653,259 | 6.14 |
| OIL INDIA INTERN 4.000% 17-21/04/2027 | USD | 1,000,000 | 915,155 | 0.65 |
| PUBLIC UTILITIES 3.010% 18-18/07/2033 | SGD | 1,000,000 | 768,880 | 0.55 |
| SINGAPORE GOVT 2.750% 12-01/04/2042 | SGD | 840,000 | 651,839 | 0.46 |
| SINGAPORE GOVT 2.750% 13-01/07/2023 | SGD | 1,370,000 | 1,041,370 | 0.74 |
| SINGAPORE GOVT 3.000% 09-01/09/2024 | SGD | 4,000,000 | 3,099,499 | 2.20 |
| SINGAPORE GOVT 3.375% 13-01/09/2033 | SGD | 1,100,000 | 917,963 | 0.65 |
| SINGAPORE GOVT 3.500% 07-01/03/2027 | SGD | 1,540,000 | 1,258,553 | 0.89 |
| タイ | | | 5,686,593 | 4.04 |
| THAILAND GOVT 4.875% 09-22/06/2029 | THB | 155,000,000 | 5,686,593 | 4.04 |
| フィリピン | | | 3,938,943 | 2.80 |
| BANK OF PHILIPPINE 4.250% 18-04/09/2023 | USD | 800,000 | 797,524 | 0.57 |
| PHILIPPINE GOVT 8.000% 11-19/07/2031 | PHP | 153,140,000 | 3,141,419 | 2.23 |
| イスラエル | | | 2,729,055 | 1.94 |
| ISRAEL ELECTRIC 7.750% 97-15/12/2027 | USD | 2,303,000 | 2,729,055 | 1.94 |
| 韓国 | | | 2,082,397 | 1.48 |
| KOREA TRSY BD 2.625% 18-10/06/2028 FLAT | KRW | 2,200,000,000 | 2,082,397 | 1.48 |

| | | | | | |
|---|-----|-----------|-----------|------------------|-------------|
| オランダ | | | | 2,062,610 | 1.47 |
| GREENKO DUTCH BV 4.875% 17-24/07/2022 | USD | 2,206,000 | 2,062,610 | 1.47 | |
| カザフスタン | | | | 2,042,539 | 1.45 |
| KAZMUNAYGAS NAT 4.750% 17-19/04/2027 | USD | 2,103,000 | 2,042,539 | 1.45 | |
| オマーン | | | | 1,969,995 | 1.40 |
| OMAN INTRNL BOND 4.125% 18-17/01/2023 | USD | 2,153,000 | 1,969,995 | 1.40 | |
| カナダ | | | | 1,480,770 | 1.05 |
| NEXEN INC 7.400% 98-01/05/2028 | USD | 1,200,000 | 1,480,770 | 1.05 | |
| ケイマン諸島 | | | | 1,313,795 | 0.93 |
| QNB FINANCE LTD 5.200% 18-07/06/2021 | CNY | 8,900,000 | 1,313,795 | 0.93 | |
| スリランカ | | | | 988,413 | 0.70 |
| REP OF SRI LANKA 6.825% 16-18/07/2026 | USD | 1,070,000 | 988,413 | 0.70 | |
| モンゴル | | | | 704,550 | 0.50 |
| MONGOLIA 8.750% 17-09/03/2024 | USD | 660,000 | 704,550 | 0.50 | |
| パキスタン | | | | 342,698 | 0.24 |
| REP OF PAKISTAN 8.250% 14-15/04/2024 | USD | 340,000 | 342,698 | 0.24 | |
| 変動利付債 | | | | 6,528,576 | 4.64 |
| 香港 | | | | 1,551,250 | 1.10 |
| NANYANG COMMERCIAL BANK 17-31/12/2049 | USD | 1,700,000 | 1,551,250 | 1.10 | |
| 中国 | | | | 1,515,638 | 1.08 |
| IND & COMM BANK OF CHINA 14-29/12/2049 FRN | USD | 1,500,000 | 1,515,638 | 1.08 | |
| 韓国 | | | | 1,477,500 | 1.05 |
| SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD 18-31/12/2049 FRN | USD | 1,500,000 | 1,477,500 | 1.05 | |
| シンガポール | | | | 1,004,238 | 0.71 |
| OVERSEA-CHINESE 14-15/10/2024 FRN | USD | 1,000,000 | 1,004,238 | 0.71 | |
| ヴァージン諸島 | | | | 979,950 | 0.70 |
| HUARONG FINANCE 18-03/07/2023 FRN | USD | 1,000,000 | 979,950 | 0.70 | |
| マネーマーケット商品 | | | | 883,237 | 0.63 |

| カザフスタン | | | 883,237 | 0.63 |
|-----------------------------------|-----|-------------|--------------------|--------------|
| KAZAKHSTAN 0.000% 18-18/01/2019 | KZT | 163,000,000 | 423,968 | 0.30 |
| NBK NOTE 0.000% 18-15/03/2019 | KZT | 178,000,000 | 459,269 | 0.33 |
| 投資証券 | | | 7,830,967 | 5.58 |
| ルクセンブルク | | | 7,830,967 | 5.58 |
| BNP PARIBAS INSTICASH USD - X CAP | USD | 12,599.99 | 1,602,264 | 1.14 |
| PARVEST BOND RMB - X CAP | USD | 6,032.00 | 6,228,703 | 4.44 |
| 合計 | | | 120,634,372 | 85.72 |

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2019年10月31日

| | |
|----------------|---------------|
| 資産総額 | 648,544,050 円 |
| 負債総額 | 325,563,764 円 |
| 純資産総額(-) | 322,980,286 円 |
| 発行済数量 | 420,011,515 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.7690 円 |

(参考情報)

BNP Paribas Funds Asia ex-Japan Bond (2019年10月30日)

| | |
|-------------------------------|---------------|
| 純資産額 | 72.71 百万米ドル |
| 純資産額 (CLASSIC-MD Shares) | 22.31 百万米ドル |
| 発行済株数 (CLASSIC-MD Shares) | 257,169.819 株 |
| 1株当たり純資産額 (CLASSIC-MD Shares) | 86.78 米ドル |

BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）（2019年10月30日）

| | |
|----------------|-----------|
| 資産総額 | 445,983 円 |
| 負債総額 | 2 円 |
| 純資産総額(-) | 445,981 円 |
| 発行済数量 | 448,627 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.9941 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（2019年10月末現在）

| | |
|----------|-----------|
| 資本金の額 | 5億7,500万円 |
| 発行可能株式総数 | 500,000株 |
| 発行済株式総数 | 264,000株 |

（最近5年間における資本金の額の増減）

| |
|--------------------------|
| 2016年7月26日に2億5,000万円の増資 |
| 2016年11月30日に2億5,000万円の減資 |
| 2018年11月21日に4億円の増資 |
| 2018年12月27日に4億円の減資 |
| 2019年8月23日に4億7,500万円の増資 |

b. 委託会社等の機構（2019年10月末現在）

（1）委託会社の機構

会社の意思決定機関として取締役会を設置しています。取締役会は、株主総会において選任された3名以上の取締役（各取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。）から構成され、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。取締役会は、原則として代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故あるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の決議は、原則として、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行います。

また、取締役会が決定した会社の経営方針を執行するために必要となる重要な事項についての審議及び意思決定を的確に行うことにより効果的な経営の推進を図ることを目的として、経営委員会を設置しています。

（2）投資運用の意思決定機構

1. 委託会社の運用体制

・運用部門

運用計画の策定、運用の意思決定、取引の執行、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

・運用委員会

原則として月1回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

・リスク管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスと投資リスクの状況及び約款・投資ガイドラインの遵守状況等の報告を行います。また、投資リスク及びオペレーショナル・リスクなどに関する協議を行い、また関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の日常業務におけるリスク管理を効果的に推進します。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

・内部管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて、当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

2. 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2019年10月末現在）

| 種類 | ファンド数（本） | 純資産総額合計額(単位：億円) |
|------------|----------|-----------------|
| 追加型株式投資信託 | 29 | 2,217 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 5 | 286 |
| 単位型公社債投資信託 | 3 | 2 |
| 合計 | 37 | 2,506 |

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第22期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）に係る中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| 期別 | | 第20期 (2017年12月31日現在) | | 第21期 (2018年12月31日現在) | |
|----------|----------|-------------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 資産の部 | | | | | |
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 流動資産 | | | | | |
| 預金 | * 1 | | 899,569 | | 963,987 |
| 前払費用 | | | 6,619 | | 5,803 |
| 未収委託者報酬 | | | 347,529 | | 262,888 |
| 未収運用受託報酬 | | | 133,177 | | 122,500 |
| 未収収益 | | | 212,728 | | 137,405 |
| 未収入金 | | | 4,398 | | 5,486 |
| 未収消費税等 | | | - | | 11,239 |
| 立替金 | | | - | | 258 |
| 流動資産計 | | | 1,604,022 | | 1,509,569 |
| 固定資産 | | | | | |
| 投資その他の資産 | | | 13,538 | | 13,317 |
| 長期差入保証金 | | 7,538 | | 7,317 | |
| その他 | | 6,000 | | 6,000 | |
| 固定資産計 | | | 13,538 | | 13,317 |
| 資産合計 | | | 1,617,560 | | 1,522,887 |

| 期別 | | 第20期 (2017年12月31日現在) | | 第21期 (2018年12月31日現在) | |
|-----------|----------|-------------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 負債の部 | | | | | |
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 18,346 | | 21,990 |
| 未払金 | | | 366,244 | | 371,969 |
| 未払手数料 | | 75,196 | | 56,009 | |
| 未払委託調査費 | | 192,152 | | 138,900 | |
| その他未払金 | | 98,895 | | 177,059 | |
| 未払費用 | | | 108,139 | | 121,056 |
| 未払法人税等 | | | 18,641 | | - |
| 賞与引当金 | | | 114,767 | | 121,990 |
| 役員賞与引当金 | | | 32,158 | | 17,404 |
| 流動負債計 | | | 658,297 | | 654,410 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 220,737 | | 226,274 |
| 役員退職慰労引当金 | | | 8,667 | | 10,796 |
| 資産除去債務 | | | 105,136 | | 68,236 |
| 固定負債計 | | | 334,541 | | 305,307 |
| 負債合計 | | | 992,838 | | 959,717 |
| 純資産の部 | | | | | |
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 100,000 | | 100,000 |
| 資本剰余金 | | | 846,165 | | 1,324,722 |
| 資本準備金 | | 50,000 | | 50,000 | |
| その他資本剰余金 | | 796,165 | | 1,274,722 | |
| 利益剰余金 | | | 321,443 | | 861,552 |
| その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 321,443 | | 861,552 | |
| 株主資本合計 | | | 624,722 | | 563,169 |
| 純資産合計 | | | 624,722 | | 563,169 |
| 負債・純資産合計 | | | 1,617,560 | | 1,522,887 |

(2)【損益計算書】

| 期別 | 注記 番号 | 第20期 自2017年1月1日 至2017年12月31日 | | 第21期 自2018年1月1日 至2018年12月31日 | |
|--------------|----------|------------------------------------|-----------|------------------------------------|-----------|
| | | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| 科目 | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 1,159,808 | | 934,658 |
| 運用受託報酬 | | | 361,192 | | 312,008 |
| その他営業収益 | | | 728,121 | | 489,510 |
| 営業収益計 | | | 2,249,122 | | 1,736,178 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 365,682 | | 275,559 |
| 広告宣伝費 | | | 308 | | 227 |
| 調査費 | | | 501,938 | | 458,746 |
| 調査研究費 | | 35,350 | | 27,501 | |
| 委託調査費 | | 466,587 | | 431,244 | |
| 委託計算費 | | | 103,101 | | 76,749 |
| 営業雑経費 | | | 19,294 | | 16,780 |
| 印刷費 | | 15,420 | | 12,901 | |
| 協会費 | | 3,874 | | 3,878 | |
| 営業費用計 | | | 990,325 | | 828,063 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 785,053 | | 788,640 |
| 役員報酬 | | 35,499 | | 39,830 | |
| 給料・手当 | | 743,414 | | 742,508 | |
| 賞与 | | 6,139 | | 6,301 | |
| 業務委託費 | | | 245,110 | | 282,309 |
| 交際費 | | | 1,004 | | 2,554 |
| 旅費交通費 | | | 23,400 | | 16,264 |
| 租税公課 | | | 3,301 | | 1,236 |
| 不動産賃借料 | | | 214,299 | | 222,237 |
| 賞与引当金繰入額 | | | 111,178 | | 114,460 |
| 役員賞与引当金繰入額 | | | 23,968 | | 6,943 |
| 退職給付費用 | | | 51,592 | | 53,804 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | | | 2,125 | | 2,129 |
| 諸経費 | | | 151,004 | | 157,211 |
| 一般管理費計 | | | 1,612,039 | | 1,647,792 |
| 営業損失() | | | 353,242 | | 739,676 |

| 期別 | | 第20期 自2017年1月1日 至2017年12月31日 | | 第21期 自2018年1月1日 至2018年12月31日 | | |
|---------------------------|-----|------------------------------------|----------|------------------------------------|-------|---------|
| | | 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 | 内訳 |
| | | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 営業外収益 | | | | | | |
| 受取利息 | | | | 0 | | 0 |
| 為替差益 | | | | - | | 1,529 |
| 雑益 | | | | 4,244 | | 1,904 |
| 営業外収益計 | | | | 4,245 | | 3,434 |
| 営業外費用 | | | | | | |
| 株式交付費 | | | | - | | 2,800 |
| 為替差損 | | | | 1,001 | | - |
| 雑損失 | | | | - | | 265 |
| 営業外費用計 | | | | 1,001 | | 3,065 |
| 経常損失() | | | | 349,999 | | 739,307 |
| 特別利益 | | | | | | |
| 受贈益 | * 1 | | | 500,000 | | - |
| 資産除去債務履行差額 | | | | - | | 73,106 |
| 特別利益計 | | | | 500,000 | | 73,106 |
| 特別損失 | | | | | | |
| 割増退職金 | | | | 15,200 | | 29,627 |
| 減損損失 | * 2 | | | - | | 161,924 |
| 特別損失計 | | | | 15,200 | | 191,551 |
| 税引前当期純利益又は税引前 当期純損失() | | | | 134,800 | | 857,752 |
| 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 | | 18,641 | | - | 3,800 | - |
| 当期純利益又は当期純損失 () | | | | 116,159 | | 861,552 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第20期

自 2017年1月1日

至 2017年12月31日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産 合計 |
|---------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備 金 | その他資 本剰余金 | 資本剰余 金合計 | その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余 金合計 | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 50,000 | 796,165 | 846,165 | 437,603 | 437,603 | 508,562 | 508,562 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 116,159 | 116,159 | 116,159 | 116,159 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 116,159 | 116,159 | 116,159 | 116,159 |
| 当期末残高 | 100,000 | 50,000 | 796,165 | 846,165 | 321,443 | 321,443 | 624,722 | 624,722 |

第21期

自 2018年1月1日

至 2018年12月31日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産 合計 |
|----------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備 金 | その他資 本剰余金 | 資本剰余 金合計 | その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余 金合計 | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 50,000 | 796,165 | 846,165 | 321,443 | 321,443 | 624,722 | 624,722 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 400,000 | 400,000 | | 400,000 | | | 800,000 | 800,000 |
| 減資 | 400,000 | | 400,000 | 400,000 | | | - | - |
| 資本準備金の取崩 | | 400,000 | 400,000 | - | | | - | - |
| 欠損填補 | | | 321,443 | 321,443 | 321,443 | 321,443 | - | - |
| 当期純損失 | | | | | 861,552 | 861,552 | 861,552 | 861,552 |
| 当期変動額合計 | - | - | 478,556 | 478,556 | 540,108 | 540,108 | 61,552 | 61,552 |
| 当期末残高 | 100,000 | 50,000 | 1,274,722 | 1,324,722 | 861,552 | 861,552 | 563,169 | 563,169 |

重要な会計方針

| | |
|---------------------------|--|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> |
| 2．引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p> |
| 3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | <p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> |
| 4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |

追加情報

| 第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 |
|--|
| <p>未適用の会計基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） ・ 収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会） <p>(1) 概要</p> <p>収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されま す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ステップ1：顧客との契約を識別する ステップ2：契約における履行義務を識別する ステップ3：取引価格を算定する ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する ステップ5：履行義務を充足する時又は充足するにつれて収益を認識する <p>(2) 適用予定日</p> <p>適用時期については、現在検討中であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 第20期 (2017年12月31日現在) | 第21期 (2018年12月31日現在) |
|--|--|
| <p>* 1 関係会社項目</p> <p style="text-align: right;">預金 892,530千円</p> | <p>* 1 関係会社項目</p> <p style="text-align: right;">預金 957,131千円</p> |

（損益計算書関係）

| 第20期 自2017年1月1日 至2017年12月31日 | 第21期 自2018年1月1日 至2018年12月31日 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------|-----------|----|----|-----------|-------------|-------------|-----------|----|------------|------|----------|----|------------|
| <p>* 1 当社の親会社であるBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングより、当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。</p> | <p>* 2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="778 353 1393 472"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所 設備</td> <td>東京都 千代田区</td> <td>建物・ 器具備品</td> <td>161,924千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（経緯） 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。</p> <p>（減損損失の金額）</p> <table border="1" data-bbox="778 790 1129 909"> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>158,988 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2,935 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>161,924 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（グルーピングの方法） 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。</p> <p>（回収可能価額の算定方法等） 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。</p> | 用途 | 場所 | 種類 | 金額 | 事務所 設備 | 東京都 千代田区 | 建物・ 器具備品 | 161,924千円 | 建物 | 158,988 千円 | 器具備品 | 2,935 千円 | 合計 | 161,924 千円 |
| 用途 | 場所 | 種類 | 金額 | | | | | | | | | | | | |
| 事務所 設備 | 東京都 千代田区 | 建物・ 器具備品 | 161,924千円 | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 158,988 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 2,935 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 161,924 千円 | | | | | | | | | | | | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

| 第20期 | | | | |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 自 2017年1月1日 | | | | |
| 至 2017年12月31日 | | | | |
| 1. 発行済株式に関する事項 | | | | |
| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
| 普通株式 | 89,000 | - | - | 89,000 |
| 2. 配当に関する事項 該当事項はありません。 | | | | |
| 第21期 | | | | |
| 自 2018年1月1日 | | | | |
| 至 2018年12月31日 | | | | |
| 1. 発行済株式に関する事項 | | | | |
| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
| 普通株式 | 89,000 | 80,000 | - | 169,000 |
| *1 普通株式の発行済株式の増加 80,000株は、2018年11月21日付のBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。 | | | | |
| 2. 配当に関する事項 該当事項はありません。 | | | | |

(リース取引関係)

| 第20期 | | 第21期 | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|----------|
| 自 2017年1月1日 | | 自 2018年1月1日 | |
| 至 2017年12月31日 | | 至 2018年12月31日 | |
| オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。 | | オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。 | |
| オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 | | オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 | |
| (借主側) | | (借主側) | |
| 1年内 | 158,690千円 | 1年内 | 86,736千円 |
| 1年超 | 4,255千円 | 1年超 | - |
| 合計 | 162,945千円 | 合計 | 86,736千円 |

1. 金融商品の状況に関する事項

第20期

自 2017年1月1日

至 2017年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

| 第20期 (2017年12月31日現在) | | | | |
|--|--------------|-------------|--------------|------|
| 2017年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 | | | | |
| (単位：千円) | | | | |
| 科目 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | |
| 預金 | 899,569 | 899,569 | - | |
| 未収委託者報酬 | 347,529 | 347,529 | - | |
| 未収運用受託報酬 | 133,177 | 133,177 | - | |
| 未収収益 | 212,728 | 212,728 | - | |
| 資産計 | 1,593,004 | 1,593,004 | - | |
| 未払手数料 | 75,196 | 75,196 | - | |
| 未払委託調査費 | 192,152 | 192,152 | - | |
| その他未払金 | 98,895 | 98,895 | - | |
| 未払費用 | 108,139 | 108,139 | - | |
| 負債計 | 474,383 | 474,383 | - | |
| <p>(注1) 金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) その他未払金、未払費用 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の償還予定額</p> | | | | |
| (単位：千円) | | | | |
| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
| 預金 | 899,569 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 347,529 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 133,177 | - | - | - |
| 未収収益 | 212,728 | - | - | - |

1. 金融商品の状況に関する事項

第21期

自 2018年1月1日

至 2018年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、BNPパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

| 第21期 (2018年12月31日現在) | | | | |
|--|--------------|-------------|--------------|------|
| 2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 | | | | |
| (単位：千円) | | | | |
| 科 目 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | |
| 預金 | 963,987 | 963,987 | - | |
| 未収委託者報酬 | 262,888 | 262,888 | - | |
| 未収運用受託報酬 | 122,500 | 122,500 | - | |
| 未収収益 | 137,405 | 137,405 | - | |
| 資産計 | 1,486,782 | 1,486,782 | - | |
| 未払手数料 | 56,009 | 56,009 | - | |
| 未払委託調査費 | 138,900 | 138,900 | - | |
| その他未払金 | 177,059 | 177,059 | - | |
| 未払費用 | 121,056 | 121,056 | - | |
| 負債計 | 493,025 | 493,025 | - | |
| <p>(注1) 金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) その他未払金、未払費用 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の償還予定額</p> | | | | |
| (単位：千円) | | | | |
| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
| 預金 | 963,987 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 262,888 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 122,500 | - | - | - |
| 未収収益 | 137,405 | - | - | - |

（有価証券関係）

| 第20期 (2017年12月31日現在) | 第21期 (2018年12月31日現在) |
|-------------------------|-------------------------|
| 重要性が低いため記載を省略しております。 | 重要性が低いため記載を省略しております。 |

（デリバティブ取引関係）

| 第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 | 第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（退職給付関係）

| 第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 | 第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|-----------|--------|----------|----------|----------|-------------|---|-------|--|--------------|-----------|----------------|----------|--|--------------|-----------|--------|----------|----------|----------|-------------|---------|-------|--|--------------|-----------|----------------|----------|
| <p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2．簡便法を適用した確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>282,700千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>21,847千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>83,810千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>220,737千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>21,847千円</td> </tr> </table> <p>3．確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、29,745千円でありました。</p> | 退職給付引当金の期首残高 | 282,700千円 | 退職給付費用 | 21,847千円 | 退職給付の支払額 | 83,810千円 | その他未払金への振替額 | - | <hr/> | | 退職給付引当金の期末残高 | 220,737千円 | 簡便法で計算した退職給付費用 | 21,847千円 | <p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2．簡便法を適用した確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>220,737千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>23,126千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>10,745千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td>6,843千円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>226,274千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用</p> <table border="0"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>23,126千円</td> </tr> </table> <p>3．確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,230千円でありました。</p> | 退職給付引当金の期首残高 | 220,737千円 | 退職給付費用 | 23,126千円 | 退職給付の支払額 | 10,745千円 | その他未払金への振替額 | 6,843千円 | <hr/> | | 退職給付引当金の期末残高 | 226,274千円 | 簡便法で計算した退職給付費用 | 23,126千円 |
| 退職給付引当金の期首残高 | 282,700千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 21,847千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付の支払額 | 83,810千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他未払金への振替額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金の期末残高 | 220,737千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 21,847千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金の期首残高 | 220,737千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 23,126千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付の支払額 | 10,745千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他未払金への振替額 | 6,843千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金の期末残高 | 226,274千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 23,126千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(税効果会計関係)

| 第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 | 第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| (単位：千円) | (単位：千円) |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 退職給付引当金 | 退職給付引当金 |
| 76,353 | 80,261 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員退職慰労引当金 |
| 2,998 | 3,735 |
| 賞与引当金 | 賞与引当金 |
| 40,260 | 42,208 |
| 未払金 | 未払金 |
| 37,162 | 39,937 |
| 未払費用 | 未払費用 |
| 35,614 | 34,142 |
| その他 | その他 |
| 72,524 | 65,775 |
| 繰越欠損金 | 繰越欠損金 |
| 1,929,548 | 1,829,776 |
| 繰延税金資産小計 | 繰延税金資産小計 |
| 2,194,461 | 2,095,834 |
| 評価性引当額 | 評価性引当額 |
| 2,194,461 | 2,095,834 |
| 繰延税金資産合計 | 繰延税金資産合計 |
| - | - |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| - | - |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 繰延税金資産(負債)の純額 |
| - | - |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 | 法定実効税率 |
| 34.81% | 34.81% |
| (調整) | (調整) |
| 住民税均等割 | 住民税均等割 |
| 2.82% | 2.82% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 |
| 6.65% | 6.65% |
| 繰越欠損金の期限切れ | 繰越欠損金の期限切れ |
| 425.91% | 425.91% |
| 評価性引当額の増減額 | 評価性引当額の増減額 |
| 453.42% | 453.42% |
| その他 | その他 |
| 2.95% | 2.95% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 |
| 13.83% | 13.83% |
| | 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。 |

（資産除去債務関係）

| 第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 | 第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|-----------|------------|----------------|------|-------------------------|--|------|-----------|------------|---------|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|------|------------------------|
| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの | 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">103,910千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,226千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u><u>105,136千円</u></u></td> </tr> </table> | 期首残高 | 103,910千円 | 時の経過による調整額 | <u>1,226千円</u> | 期末残高 | <u><u>105,136千円</u></u> | <p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">105,136千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">1,241千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;">106,377千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;"><u>68,236千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u><u>68,236千円</u></u></td> </tr> </table> | 期首残高 | 105,136千円 | 時の経過による調整額 | 1,241千円 | 資産除去債務の履行による減少額 | 106,377千円 | 有形固定資産の取得に伴う増加額 | <u>68,236千円</u> | 期末残高 | <u><u>68,236千円</u></u> |
| 期首残高 | 103,910千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 時の経過による調整額 | <u>1,226千円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高 | <u><u>105,136千円</u></u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期首残高 | 105,136千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 時の経過による調整額 | 1,241千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産除去債務の履行による減少額 | 106,377千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | <u>68,236千円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高 | <u><u>68,236千円</u></u> | | | | | | | | | | | | | | | | |

（セグメント情報等）

| 第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 | | | | |
|--|-----------|---------|------------|-----------|
| （セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 | | | | |
| （関連情報） | | | | |
| 1．製品及びサービスごとの情報 | | | | （単位：千円） |
| | 投資信託業 | 投資顧問業 | その他 | 合計 |
| 外部顧客への営業 収益 | 1,159,808 | 361,192 | 728,121 | 2,249,122 |
| 2．地域ごとの情報 | | | | |
| (1) 営業収益 | | | | （単位：千円） |
| | ルクセンブルク | オランダ | その他 | 合計 |
| 日本 | 338,926 | 286,971 | 286,092 | 2,249,122 |
| 1,337,132 | | | | |
| （注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。 | | | | |
| (2) 有形固定資産 該当事項はありません。 | | | | |
| 3．主要な顧客ごとの情報 | | | | （単位：千円） |
| 顧客の名称 | 営業収益 | | 関連するセグメント名 | |
| ヘッジファンド・リターン・ ターゲットファンド・為替ヘッ ジあり（適格機関投資家専用） | 357,556 | | なし | |
| BNPパリバ・アセットマネジ メント・ルクセンブルク | 338,926 | | なし | |
| BNPパリバ・アセットマネジ メント・ネーデルラントN.V. | 286,971 | | なし | |
| （報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報） 該当事項はありません。 | | | | |
| （報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 該当事項はありません。 | | | | |
| （報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報） 該当事項はありません。 | | | | |

| 第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 | | | | |
|--|---------|---------|------------|-----------|
| (セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 | | | | |
| (関連情報) | | | | |
| 1. 製品及びサービスごとの情報 | | | | (単位：千円) |
| | 投資信託業 | 投資顧問業 | その他 | 合計 |
| 外部顧客への営業 収益 | 934,658 | 312,008 | 489,510 | 1,736,178 |
| 2. 地域ごとの情報 | | | | |
| (1) 営業収益 | | | | (単位：千円) |
| | ルクセンブルク | オランダ | その他 | 合計 |
| 日本 | ルクセンブルク | オランダ | その他 | 合計 |
| 1,087,151 | 269,893 | 229,453 | 149,680 | 1,736,178 |
| (注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。 | | | | |
| (2) 有形固定資産 該当事項はありません。 | | | | |
| 3. 主要な顧客ごとの情報 | | | | (単位：千円) |
| 顧客の名称 | 営業収益 | | 関連するセグメント名 | |
| ヘッジファンド・リターン・ ターゲットファンド・為替ヘッ ジあり(適格機関投資家専用) | 313,718 | | なし | |
| BNPパリバ・アセットマネジ メント・ルクセンブルク | 269,893 | | なし | |
| BNPパリバ・アセットマネジ メント・ネーデルラントN.V. | 229,453 | | なし | |
| (報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 | | | | |
| (報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。 | | | | |
| (報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。 | | | | |

（関連当事者関係）

1. 関連当事者との取引

第20期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の被所有 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---------------------------|------------|------------------|-----------|--------------------|---------------|-----------|--------------|----|--------------|
| 親会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング | パリ、フランス共和国 | 23百万ユーロ | 持株会社 | 直接100% | 現金の贈与 | 受贈益（注1） | 500,000 | - | - |

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の被所有 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------|-------------------------------|--------------------|------------------|-----------|--------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|------------------|------------------|
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V. | アムステルダム、オランダ王国 | 225千ユーロ | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 | その他営業収益の受入 | 286,971 | 未収収益 | 71,492 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク | ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国 | 3百万ユーロ | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 運用受託契約の締結 | その他営業収益の受入 運用受託報酬の受入 | 145,057 183,869 | 未収収益 未収運用受託報酬 | 29,700 48,150 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス | パリ、フランス共和国 | 120百万ユーロ | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結 | その他営業収益の受入 業務委託費の支払 | 116,636 63,997 | 未収収益 未払費用 | 97,947 22,061 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ベルギー | ブリュッセル、ベルギー王国 | 54百万ユーロ | 資産運用業 | 無し | 業務委託契約の締結 | 業務委託費の支払 | 105,832 | 未払費用 | 29,923 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント USA インク | ニューヨーク、アメリカ合衆国 | 64百万ドル | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 | 委託調査費の支払 | 36,854 | 未払委託調査費 | 25,671 |

| | | | | | | | | | | |
|---------|----------------------------|-----------------|----------|-------|----|------------|-----------|--------|----------|--------|
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジルLTDA | サンパウロ、ブラジル連邦共和国 | 15百万レアル | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 | 委託調査費の支払 | 59,781 | 未払委託調査費 | 37,683 |
| 親会社の子会社 | カーディフ・アシュアランス・ヴィ | パリ、フランス共和国 | 719百万ユーロ | 生命保険業 | 無し | 運用受託契約の締結 | 運用受託報酬の受入 | 35,280 | 未収運用受託報酬 | 19,381 |

第21期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|---------------------------|------------|----------|-------|------------|-----------|--------|----------|----|----------|
| 親会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング | パリ、フランス共和国 | 23百万ユーロ | 持株会社 | 直接100% | 増資の引受 | 増資（注2） | 800,000 | - | - |

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---------|-------------------------------|--------------------|----------|-------|------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|------------------|------------------|
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V. | アムステルダム、オランダ王国 | 225千ユーロ | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 | その他営業収益の受入 | 229,453 | 未収収益 | 54,062 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク | ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国 | 3百万ユーロ | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 運用受託契約の締結 | その他営業収益の受入 運用受託報酬の受入 | 100,376 159,516 | 未収収益 未収運用受託報酬 | 34,651 34,212 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス | パリ、フランス共和国 | 120百万ユーロ | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結 | その他営業収益の受入 業務委託費の支払 | 96,902 101,771 | 未収収益 未払費用 | 21,410 37,076 |

| | | | | | | | | | | |
|---------|-----------------------------|-----------------|---------|-------|----|------------|-----------|---------|----------|--------|
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ベルギー | ブリュッセル、ベルギー王国 | 54百万ユーロ | 資産運用業 | 無し | 業務委託契約の締結 | 業務委託費の支払 | 118,498 | 未払費用 | 33,558 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント USA インク | ニューヨーク、アメリカ合衆国 | 64百万ドル | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 | 委託調査費の支払 | 51,152 | 未払委託調査費 | 27,348 |
| 親会社の子会社 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル LTDA | サンパウロ、ブラジル連邦共和国 | 15百万レアル | 資産運用業 | 無し | 運用再委託契約の締結 | 委託調査費の支払 | 46,962 | 未払委託調査費 | 5,753 |
| 親会社の子会社 | カーディフ生命保険株式会社 | 東京都渋谷区 | 206億円 | 生命保険業 | 無し | 運用受託契約の締結 | 運用受託報酬の受入 | 36,560 | 未収運用受託報酬 | 20,299 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

(注2) 当社の行った株主割当増資を1株当たり10,000円で引き受けたものであります。

(注3) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 国内取引については、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

(1 株当たり情報)

| 第20期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 | | 第21期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 | |
|---|-----------|---|-----------|
| ・ 1株当たり純資産 | 7,019円 | ・ 1株当たり純資産 | 3,332円 |
| ・ 1株当たり当期純利益 | 1,305円 | ・ 1株当たり当期純損失 | 8,792円 |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | 1株当たり当期純損失の算定上の基礎 | |
| 当期純利益 | 116,159千円 | 当期純損失 | 861,552千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る当期純利益 | 116,159千円 | 普通株式に係る当期純損失 | 861,552千円 |
| 期中平均株式数・普通株式 | 89,000株 | 期中平均株式数・普通株式 | 97,986株 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。 | | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。 | |

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

| 期別 | | 第22期中間会計期間末 (2019年6月30日現在) | |
|----------|----------|-------------------------------|---------|
| 資産の部 | | | |
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | | 444,415 |
| 前払費用 | | | 9,735 |
| 未収委託者報酬 | | | 199,126 |
| 未収運用受託報酬 | | | 61,919 |
| 未収収益 | | | 151,265 |
| 未収入金 | | | 3 |
| 立替金 | | | 258 |
| 流動資産計 | | | 866,724 |
| 固定資産 | | | |
| 投資その他の資産 | | | 10,605 |
| 長期差入保証金 | | 4,605 | |
| その他 | | 6,000 | |
| 固定資産計 | | | 10,605 |
| 資産合計 | | | 877,329 |

| 期別 | | 第22期中間会計期間末 (2019年6月30日現在) | |
|-----------|----------|-------------------------------|-----------|
| 負債の部 | | | |
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | | | 25,612 |
| 未払金 | | | 234,316 |
| 未払手数料 | | 56,398 | |
| 未払委託調査費 | | 132,551 | |
| その他未払金 | | 45,366 | |
| 未払費用 | | | 128,152 |
| 未払法人税等 | | | 1,900 |
| 未払消費税等 | * 1 | | 4,547 |
| 賞与引当金 | | | 50,000 |
| 役員賞与引当金 | | | 6,333 |
| 流動負債計 | | | 450,863 |
| 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | | | 197,181 |
| 役員退職慰労引当金 | | | 1,351 |
| 資産除去債務 | | | 68,236 |
| 固定負債計 | | | 266,769 |
| 負債合計 | | | 717,632 |
| 純資産の部 | | | |
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 |
| | | 千円 | 千円 |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | 100,000 |
| 資本剰余金 | | | 1,324,722 |
| 資本準備金 | | 50,000 | |
| その他資本剰余金 | | 1,274,722 | |
| 利益剰余金 | | | 1,265,024 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,265,024 | |
| 株主資本合計 | | | 159,697 |
| 純資産合計 | | | 159,697 |
| 負債・純資産合計 | | | 877,329 |

(2) 中間損益計算書

| 期 別 | | 第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日 | |
|--------------|----------|--|---------|
| 科 目 | 注記 番号 | 内 訳 | 金 額 |
| | | 千円 | 千円 |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | | 400,007 |
| 運用受託報酬 | | | 123,919 |
| その他営業収益 | | | 220,698 |
| 営業収益計 | | | 744,625 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | | 132,609 |
| 広告宣伝費 | | | 8,370 |
| 調査費 | | | 197,161 |
| 調査研究費 | | 14,251 | |
| 委託調査費 | | 182,909 | |
| 委託計算費 | | | 45,404 |
| 営業雑経費 | | | 7,057 |
| 印刷費 | | 5,000 | |
| 協会費 | | 2,056 | |
| 営業費用計 | | | 390,603 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | 403,024 |
| 役員報酬 | | 34,123 | |
| 給料・手当 | | 367,791 | |
| 賞与 | | 1,109 | |
| 業務委託費 | | | 125,516 |
| 交際費 | | | 1,503 |
| 旅費交通費 | | | 4,125 |
| 租税公課 | | | 431 |
| 不動産賃借料 | | | 64,699 |
| 賞与引当金繰入額 | | | 44,806 |
| 役員賞与引当金繰入額 | | | 481 |
| 退職給付費用 | | | 27,004 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | | | 1,705 |
| 諸経費 | | | 56,911 |
| 一般管理費計 | | | 730,210 |
| 営業損失 | | | 376,188 |

| 期 別 | | 第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日 | |
|--------------|----------|--|---------|
| 科 目 | 注記 番号 | 内 訳 | 金 額 |
| | | 千円 | 千円 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | | | 0 |
| 為替差益 | | | 3,493 |
| 雑益 | | | 1,348 |
| 営業外収益計 | | | 4,841 |
| 営業外費用 | | | |
| 雑損失 | | | 98 |
| 営業外費用計 | | | 98 |
| 経常損失 | | | 371,444 |
| 特別損失 | | | |
| 割増退職金 | | | 11,135 |
| 減損損失 | * 1 | | 18,991 |
| 特別損失計 | | | 30,127 |
| 税引前中間純損失 | | | 401,572 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 1,900 |
| 中間純損失 | | | 403,472 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第22期中間会計期間

自 2019年 1月 1日

至 2019年 6月30日

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|-----------|---------|--------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 50,000 | 1,274,722 | 1,324,722 | 861,552 | 861,552 | 563,169 | 563,169 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 中間純損失 | | | | | 403,472 | 403,472 | 403,472 | 403,472 |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | 403,472 | 403,472 | 403,472 | 403,472 |
| 当中間期末残高 | 100,000 | 50,000 | 1,274,722 | 1,324,722 | 1,265,024 | 1,265,024 | 159,697 | 159,697 |

重要な会計方針

| 第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日 | |
|--|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> |
| 2. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> |
| 3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | <p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> |
| 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |

注記事項

(追加情報)

| 第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日 |
|---|
| 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当中間会計期間の期首から適用しております。 |

(中間貸借対照表関係)

| 第22期中間会計期間末 (2019年6月30日現在) |
|--|
| <p>* 1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。</p> |

(中間損益計算書関係)

第22期中間会計期間

自 2019年 1月 1日

至 2019年 6月30日

* 1 減損損失

当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途 | 場所 | 種類 | 金額 |
|--------|----------|---------|----------|
| 事務所 設備 | 東京都 千代田区 | 建物・器具備品 | 18,991千円 |

(経緯)

上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。

(減損損失の金額)

| | |
|------|-----------|
| 建物 | 16,133 千円 |
| 器具備品 | 2,858 千円 |
| 合計 | 18,991 千円 |

(グルーピングの方法)

当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。

(回収可能価額の算定方法等)

当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第22期中間会計期間

自 2019年 1月 1日

至 2019年 6月30日

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数 (株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|-------|---------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 169,000 | - | - | 169,000 |

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第22期中間会計期間

自 2019年 1月 1日

至 2019年 6月30日

オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

(借主側)

| | |
|-----|-----------|
| 1年内 | 42,989 千円 |
| 1年超 | - 千円 |
| 合計 | 42,989 千円 |

(金融商品関係)

第22期中間会計期間末
(2019年6月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項
2019年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおり
であります。
(単位:千円)

| 科 目 | 中間貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------|----------------|---------|-----|
| 預 金 | 444,415 | 444,415 | - |
| 未収委託者報酬 | 199,126 | 199,126 | - |
| 未収運用受託報酬 | 61,919 | 61,919 | - |
| 未収収益 | 151,265 | 151,265 | - |
| 資産計 | 856,727 | 856,727 | - |
| 未払手数料 | 56,398 | 56,398 | - |
| 未払委託調査費 | 132,551 | 132,551 | - |
| その他未払金 | 45,366 | 45,366 | - |
| 未払費用 | 128,152 | 128,152 | - |
| 負債計 | 362,468 | 362,468 | - |

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

第22期中間会計期間末
(2019年6月30日現在)

重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第22期中間会計期間末
(2019年6月30日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高

68,236千円

時の経過による調整額
当中間会計期間末残高

0千円
68,236千円

（セグメント情報等）

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資信託業 | 投資顧問業 | その他 | 合計 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 外部顧客への 営業収益 | 400,007 | 123,919 | 220,698 | 744,625 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日 本 | オランダ | ルクセンブルク | その他 | 合計 |
|---------|--------|---------|--------|---------|
| 465,806 | 95,824 | 113,722 | 69,272 | 744,625 |

(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---|---------|------------|
| ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり （適格機関投資家専用） | 121,467 | なし |
| BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク | 113,722 | なし |
| BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラント N.V. | 95,824 | なし |

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日 | |
|--|---------------|
| 1株当たり純資産額 | 944円 |
| 1株当たり中間純損失 | 2,387円 |
| 1株当たり中間純損失の算定上の基礎 | |
| 中間純損失 | 403,472千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純損失 | 403,472千円 |
| 期中平均株式数 | 普通株式 169,000株 |
| <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。</p> | |

(重要な後発事象)

| 第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日 | |
|--|---------------------------|
| <p>当社は2019年7月31日開催の取締役会及び2019年8月1日開催の臨時株主総会において、株主割当増資に関して次のとおり決議し、2019年8月23日に払込が完了しました。</p> | |
| 発行株式数 | 普通株式 95,000株 |
| 発行価額 | 1株につき10,000円 |
| 発行価額の総額 | 950,000千円 |
| 資本組入額 | 1株につき 5,000円 |
| 資本組入額の総額 | 475,000千円 |
| 割当先 | BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング |
| 資金の用途 | 運転資金 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：324,037百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額：51,000百万円（2019年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 (2019年3月末現在) | 事業の内容 |
|----------------|-----------------------|-------------------------------|
| エース証券株式会社 | 8,831百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323百万円 | |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 3,000百万円 | |
| 浜銀TT証券株式会社 | 3,307百万円 | |
| 播陽証券株式会社 | 112百万円 | |
| PWM日本証券株式会社 | 3,000百万円 | |
| 百五証券株式会社 | 3,000百万円 | |
| フィデリティ証券株式会社 | 9,257百万円 | |
| 水戸証券株式会社 | 12,272百万円 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | |
| ワイエム証券株式会社 | 1,270百万円 | |
| 株式会社北海道銀行 | 93,524百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社武蔵野銀行 | 45,743百万円 | |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社：販売会社として、募集の取扱い、販売、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

| | |
|------------|---------|
| 2019年3月26日 | 臨時報告書 |
| 2019年6月25日 | 有価証券報告書 |
| 2019年6月25日 | 有価証券届出書 |
| 2019年6月26日 | 臨時報告書 |

独立監査人の監査報告書

2019年3月11日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山田 信之 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 正田 誠 | 印 |
|--------------------|-------|------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ アジア・ボンド・ファンドの2019年3月26日から2019年9月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ アジア・ボンド・ファンドの2019年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年9月20日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 正田 誠 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年7月31日開催の取締役会及び2019年8月1日開催の臨時株主総会において株主割当による株式の発行を決議し、2019年8月23日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。